

平成18年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

平成18年6月13日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成18年6月13日

14日間

至 平成18年6月26日

第 3 諸般の報告

第 4 請願の委員会付託

第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

平成17年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）

第 9 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第10 同意第 2号 京丹波町高原財産区管理会委員の選任について

第11 議案第56号 京丹波町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

第12 議案第57号 京丹波町国民保護協議会条例の制定について

第13 議案第58号 京丹波町長期継続契約に関する条例の制定について

第14 議案第59号 京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について

- 第 1 5 議案第 6 0 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 6 議案第 6 1 号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 7 議案第 6 2 号 京丹波町の環境保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 6 3 号 船井郡京丹波町と南丹市との間の障害者介護給付費等支給認定審査会に係る事務委託に関する協議について
- 第 1 9 議案第 6 4 号 中型バス購入契約について
- 第 2 0 議案第 6 5 号 小型バス購入契約について
- 第 2 1 議案第 6 6 号 町有地の処分について
- 第 2 2 議案第 6 7 号 平成 1 8 年度京丹波町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議案第 6 8 号 平成 1 8 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 4 議案第 6 9 号 平成 1 8 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 5 議案第 7 0 号 平成 1 8 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 6 議案第 7 1 号 平成 1 8 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 7 議案第 7 2 号 平成 1 8 年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 8 認定第 1 号 平成 1 7 年度丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 9 認定第 2 号 平成 1 7 年度丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 0 認定第 3 号 平成 1 7 年度丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 1 認定第 4 号 平成 1 7 年度丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 2 認定第 5 号 平成 1 7 年度丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 3 認定第 6 号 平成 1 7 年度丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 4 認定第 7 号 平成 1 7 年度丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 3 5 認定第 8 号 平成 1 7 年度丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 6 認定第 9 号 平成 1 7 年度丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 7 認定第 1 0 号 平成 1 7 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 8 認定第 1 1 号 平成 1 7 年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 9 認定第 1 2 号 平成 1 7 年度瑞穂町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 0 認定第 1 3 号 平成 1 7 年度瑞穂町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 1 認定第 1 4 号 平成 1 7 年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 2 認定第 1 5 号 平成 1 7 年度瑞穂町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 3 認定第 1 6 号 平成 1 7 年度瑞穂町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 4 認定第 1 7 号 平成 1 7 年度瑞穂町国民健康保険瑞穂病院事業決算の認定について
- 第 4 5 認定第 1 8 号 平成 1 7 年度瑞穂町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 6 認定第 1 9 号 平成 1 7 年度瑞穂町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 7 認定第 2 0 号 平成 1 7 年度瑞穂町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 8 認定第 2 1 号 平成 1 7 年度瑞穂町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 9 認定第 2 2 号 平成 1 7 年度和知町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 0 認定第 2 3 号 平成 1 7 年度和知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 1 認定第 2 4 号 平成 1 7 年度和知町国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 第52 認定第25号 平成17年度和知町国民健康保険歯科診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第53 認定第26号 平成17年度和知町簡易水道維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第54 認定第27号 平成17年度和知町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第55 認定第28号 平成17年度和知町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第56 認定第29号 平成17年度和知町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第57 認定第30号 平成17年度和知町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第58 認定第31号 平成17年度和知町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第59 認定第32号 平成17年度和知町宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第60 認定第33号 平成17年度丹波町・瑞穂町水道事業組合会計歳入歳出決算の認定について
- 第61 認定第34号 平成17年度丹波町・瑞穂町水道事業組合特別会計歳入歳出決算の認定について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

- 1 番 西 山 和 樹 君
- 2 番 室 田 隆一郎 君
- 3 番 東 まさ子 君
- 4 番 片 山 孝 良 君
- 5 番 横 山 勲 君

6 番 坂 本 美智代 君
 7 番 今 西 孝 司 君
 8 番 小 田 耕 治 君
 9 番 畠 中 勉 君
 10 番 山 田 均 君
 11 番 藤 田 正 夫 君
 12 番 山 内 武 夫 君
 13 番 篠 塚 信 太 郎 君
 14 番 吉 田 忍 君
 15 番 山 西 桂 君
 16 番 野 口 久 之 君
 17 番 野 間 和 幸 君
 18 番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長 松 原 茂 樹 君
 助 役 上 田 正 君
 助 役 堀 郁 太 郎 君
 教 育 長 山 本 和 之 君
 参 事 寺 井 行 雄 君
 収入役職務代理 事 田 渕 敬 治 君
 参 事 森 田 一 三 君
 瑞穂支所長 片 山 長 男 君
 和知支所長 谷 俊 明 君
 総務課長 田 端 耕 喜 君
 企画情報課長 岩 田 恵 一 君
 税務課長 岩 崎 弘 一 君
 住民課長 野 間 広 和 君
 保健福祉課長 朝 倉 富 雄 君
 子育て支援課長

地域医療課長	上 田 進 君
産業振興課長	山 田 進 君
土木建築課長	松 村 康 弘 君
水道課長	田 井 勲 君
教育次長	長谷川 博文 君
監査委員	人 見 亮 君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	伊 藤 康 彦
書 記	西 山 民 子
”	山 内 圭 司

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 皆さん、おはようございます。

6月1日付で、小規模の人事異動を行いました。管理職も5名配置替えをいたしましたので、それぞれから自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（谷 俊明君） おはようございます。総務課長を拝命いたしました谷でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○税務課長（岩田恵一君） 皆さん、おはようございます。土木の方から、今回税務課長ということでお世話になります岩田でございます。何分初めての世界なので、それぞれまたいろいろお世話になりますけれど、よろしくお願い申し上げます。

○土木建築課長（松村康弘君） 皆さん、おはようございます。土木建築課長を拝命いたしました松村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育次長（長谷川博文君） 失礼します。今回、人事異動で教育次長を仰せつかりました長谷川でございます。総務課長時代、いろいろお世話になりましたありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（伊藤康彦君） 議会事務局長を拝命しました伊藤でございます。よろしくお願いします。

○収入役職務代理（寺井行雄君） おはようございます。同じく、4月1日付で収入役職務代理を仰せつかりました寺井でございます。よろしくお願い申し上げます。

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、ますますご壮健にてご活躍のこととお喜び申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、平成18年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番議員・畠中 勉君、10番議員・山田 均君を指名いたします。

《日程第 2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 26 日までの 14 日間といたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 26 日までの 14 日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第 3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、承認第 1 号のほか、56 件です。

後日、町長から追加議案の提出がある予定であります。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

去る 6 月 7 日に、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、閉会中、各委員会活動が実施され、それぞれ所管の町内施設、現地等の踏査及び所管の調査が実施されました。

議会広報特別委員会は、議会だより第 3 号が発行されました。

本定例会までに受理した要望書等をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月現金出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本定例会の、瑞穂ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、ビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので、報告いたします。

下伊豆会計課長から、所要のため欠席する旨の届けを受理しております。

諸般の報告を終わります。

《日程第 4、請願の委員会付託》

○議長（岡本 勇君） 日程第 4、請願の委員会付託を行います。

本日まで受理した請願は、お手元に配付の「請願文書表」のとおりです。

請願第 1 号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

《日程第 5、承認第 1 号～日程第 6 1、認定第 3 4 号》

○議長（岡本 勇君） お諮りします。

ただいまから上程になります日程第 5、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 6 1、認定第 3 4 号 平成 1 7 年度丹波町・瑞穂町水道事業組合特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

これより、日程第 5、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 6 1、認定第 3 4 号 平成 1 7 年度丹波町・瑞穂町水道事業組合特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 本日ここに、平成 1 8 年第 2 回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

京丹波町として初の新年度に入り、また合併後 8 カ月が経過いたしました。各位には円滑な行政推進のため、ご尽力いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

提案理由を申し上げさせていただく前に、この機会に最近の町政の動きについて、まずはご報告させていただきます。

5 月 1 日から、新たな運行を開始いたしました町営バスであります。1 カ月が経過し、5 月中における利用者数は延べ 2 万 6 8 1 人、旧町の昨年 5 月と比較いたしますと 8, 7 5 0 人の利用者増となっております。しかし、路線によっては大きく減少となったところもあり、今後の推移を見ながら検証を進め、地域公共交通機関としての所期の目的に沿った運行について、さらに検討してまいりたいと存じます。

瑞穂地区における保育所の統廃合につきましては、保護者の皆様や地域各種団体役員の皆様と協議を進めているところであります。少子化の進行は、家に帰っても近くに遊ぶ友達がいない、気軽に親同士が情報交換や相談し合える機会に恵まれない等、地域の子育て環境を

大きくさま変わりさせつつあります。京丹波町の未来を担う子どもにとって、望ましい保育環境はどうあるべきか、ご理解を得てまいりたいと存じます。

未給水団地への水道給水に向けた取り組みですが、丹波地区みのが丘団地では、自治会を中心として172戸の同意を得て、加入分担金の総額2,347万8,000円のうち、既に1,834万3,800円、約78.1%が納付され、残る513万4,200円につきましても、一部分割納付となりますものの、平成18年度中に完納の見込みであります。

また、これまでの応援給水の水道料金につきましても、436万4,400円のうち、340万円が納付されております。本町といたしましては、給水への一定の条件がほぼ整ったとの判断から、自治会所有の水道施設へ町水道を直結し、この5月末より給水を開始いたしたところであります。

また、瑞穂地区の憩いの郷、四季彩の郷の代表の方からも、本町の条例の規定に従い、給水に向けて団地内住民が協力して対応する旨の同意書の提出があったところがございます。団地内の不安定な給水の解消と、安全で安心な水道水の供給のため、計画的に事業の推進を図ってまいりたいと存じます。

また、これに並行し、大切な水源の確保である畑川ダム建設につきましては、宗教法人の代替地確保について明るい展望が開けつつあり、今後とも京都府と連携し、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

過日、新聞にも報道されましたが、京都府加茂町のゴルフ場で有害物質（六価クロム）を含んだ土壌埋め戻し材「フェローシルト」5万6,287トンが使用され、その撤去作業が始まります。そのうち約2万トンが、6月26日以降、本町瑞穂地区の京都環境保全公社に持ち込まれることになっております。地元区のご理解のもとに、組織しております監視委員会とともに、適正な搬入や処分が行われるよう努めてまいりたいと存じます。

出納閉鎖を迎えた京丹波町初の平成17年度決算見込みであります。各会計とも黒字決算の見込みであり、一般会計では実質収支が4億800万円余りの黒字決算の見込みとなりました。しかしながら、旧3町の打ち切り決算において、6億1,000万円の基金の取り崩しを含んでの決算であり、旧町の決算を合算いたしますと、実質的な単年度収支は3億円余りの赤字となっております。

現在、この決算については財政分析を進めておりまして、財政指標が明らかになり、また、7月には普通交付税が確定いたしますことから、ようやく京丹波町としての財政運営のベースが見えてくるところであります。

国における三位一体の改革以降、制度の見直しが激しく、来年度からの新型交付税の導入

や自治体の再生破綻法制の検討が始まるなど、地方行財政を取り巻く環境はさらに厳しさを増すことが予想されますが、改革の過程での制度の動向を的確に把握し、今後の行財政運営に十分留意してまいりたいと存じます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

まず、専決処分の承認を求める案件、第1号では、地方税法の一部を改正する法律等が公布され、これに伴う本町税条例の一部を改正する条例の専決処分をいたしましたので、議会の承認をお願いしております。

現下の経済・財政状況を踏まえ、税制改革の一環として、個人の所得課税に係る国から地方への税源移譲を行うため、個人住民税の税率の見直し、定率減税の廃止、固定資産税の税負担の調整等の改正が行われたものであります。

承認第2号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、所得税における公的年金等控除の改正等に伴い、保険税負担の増加する被保険者について経過措置を設け、急激な負担を緩和することとして、国民健康保険施行令の一部が改正されたことによるものであります。

承認第3号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等における損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、補償基礎額及び介護補償について改正したものであります。

承認第4号 京丹波町一般会計補正予算（第3号）では、年度末を迎え、事業費の確定による地方債の補正及び介護保険特別会計へのルール分の繰出金を主なものとして専決処分させていただきます。

これに伴い、承認第5号 介護保険事業特別会計補正予算（第2号）においても、関連する所要の補正を行ったものであります。

同意第2号につきましては、高原財産区管理委員会委員としてお世話になっておりました坂部一夫氏が、本年4月に一身上の都合により辞任されましたことから、新たに久保元明氏を選任いたしたくお願いするものでございます。

久保元氏は、長く電気通信企業に勤められ、地元豊田区の副区長を歴任されるとともに、現在、南丹船井防犯推進委員としてご活躍いただいております。人格・識見ともに高く、財産区運営に適切に当たっていただけるものと考えております。ご同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第56号及び57号についてであります。平成16年6月に成立し、

9月に施行されました国民保護法に基づき、市町村として必要な事項を定めるものであります。

まず、議案第56号 京丹波町国民保護対策本部及び緊急事態対策本部条例の制定につきましては、万一、武力攻撃事態等や大規模テロなどの緊急対処事態が生じた場合、都道府県や市町村は、国からの指定通知を受けて、直ちにそれぞれの国民保護対策本部を設置し、その区域における国民の保護のための措置を総合的に推進することとされており、そのための国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織や運営等について、必要な事項を定めるものであります。

また、議案第57号 京丹波町国民保護協議会条例の制定につきましては、国、地方公共団体は、あらかじめ国民保護計画を作成することとされ、この計画の策定に当たっては、関係機関の代表者等からなる国民保護協議会に諮問することとされておりますことから、協議会の組織や運営等について必要な事項を定めるものであります。

議案第58号 京丹波町長期継続契約に関する条例の制定につきましては、長期継続契約を行うことができる契約の根拠を明らかにし、事務の簡素化を図るものであります。

議案第59号 京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定につきましては、地方自治法の改正に基づき、公の施設の管理について、これまで出資団体や公共的団体等にしか認められなかった管理委託団体制度にかわって、幅広く民間事業者、NPO法人等を加えた団体に管理代行させることができることとされましたことから、その管理者の指定の手続等について定めるものであります。

議案第60号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い、条例中の字句の改正を行うものであります。

議案第61号 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金を引き上げるものであります。

議案第62号 京丹波町の環境保全等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、都市計画区域外における開発行為の許可基準面積について、都市計画法に定める面積との整合を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第63号 船井郡京丹波町と南丹市との間の障害者介護給付費等支給認定審査会に係る事務委託に関する協議につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、認定審査会を設

け、支給認定に関する審査及び判定を行うこととなっております。専門性や効率化の観点から、南丹市と調整を続けてまいりました結果、その業務を事務委託することについて協議が整いましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いしております。

議案第64号及び第65号では、老朽化が激しい町営バスの更新に伴うバス購入契約について議決をお願いしております。

議案第66号 町有地の処分につきましては、平成13年9月に、国有財産であった須知苗畑跡地を近畿中国森林管理局から約1億1,100万円で購入し、特産である丹波栗の振興のため、中央部に栗園を配し、周辺部を公園化する森林公園として活用するため、事業化を図ってまいりました。

しかし、厳しい財政状況の中で、充実した公園整備ができていないのも事実であり、また、約900本の栗の木も一昨年から実をつけたものの、専門家によると、今後さらに徹底した管理の必要性を指摘いただいております。

このような中、旧丹波町出身であり、現在は大阪市において木材加工を主とした事業を営まれております谷 正綱氏から、ふるさとで自ら丹波栗の栽培、振興を行いたいとの熱い希望があり、有効な活用に苦慮してきた町の現状から協議を続けてまいりました結果、これまでに本土地に投資してきた経費を含めた価格で売却の協議が整いましたことから、これを処分することについて議決をお願いしております。

谷さんのふるさとに対する思いは格別であり、平成14年から16年にかけて、旧丹波町に3,700万円もの多額のご寄附をいただき、縦貫道のおり口から役場に至る国道9号沿線の街路樹整備事業のほぼ全額を寄附金で事業化させていただいた経過もありまして、その人柄から、丹波栗振興のために有効な活用を展開していただけるものと存じております。

議案第67号 京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額100億2,800万円に今回3億1,300万円を追加し、補正後の額を103億4,100万円とすることを願います。

今回の補正につきましては、当初予算成立後2カ月余りであり、増減を確定させる時期に至っていないことから、法律改正に伴うものや、国・府の事業内示、懸案事業の実施など、厳しい財政事情の中での必要最小限の補正といたしております。

主なものとしたしましては、総務費では、町有地の売却収入1億6,600万円を全額減債基金に積み立て、財政事情に応じた地方債の繰上償還に充当することとしております。

民生費では、小学校終了前までに拡充されました児童手当給付費に3,600万円、土木費では、防災及び造成地の利活用の両面から、和知地区大倉ヒヨ谷造成地における大蔵谷川

の河川改修事業を年次的に実施することとし、3,600万円を計上いたしております。また、教育費では、新耐震基準施行以前の学校施設を対象として、児童・生徒の安全確保や防災上の避難施設としての活用の観点から、耐震補強を前提とした校舎等の耐震診断を行うため、1,600万円余りを新たに計上いたしたところであります。

なお、これらの事業に充当いたします財源につきましては、国・府の支出金に加えて、前年度の繰越金をもって編成いたしましたものでございます。

議案第68号 京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額16億8,800万円に今回1億4,642万8,000円を追加し、補正後の額を18億3,442万8,000円とすることをお願いするものでございます。要望しておりました国庫補助金の増額内示により、統合簡易水道整備事業において所要の事業費の増額等を追加計上しております。

議案第69号 京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額9億3,100万円に今回1億1,310万円を追加し、補正後の額を10億4,410万円とすることをお願いするものでございます。水道事業と同じく、国庫補助金の増額内示による事業費の追加を主なものとして計上したものであります。

議案第70号は、京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額1,510万円に今回7万1,000円を追加し、補正後の額を1,517万1,000円に、また、議案第71号 京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額970万円に今回71万8,000円を追加し、補正後の額を1,041万8,000円とすることをお願いするものでございます。いずれも所有の立木や土地の売り払いによる所要の調整を行ったものであります。

議案第72号 京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第1号）では、収益的収入及び支出について、補正前の額8億2,340万2,000円に今回1,800万円を追加し、8億4,140万2,000円とすることをお願いしております。本年4月より、外科医師及び看護師を新たに採用し、医療体制の充実を図ったところであり、人件費の追加計上を行うものであります。

続きまして、今期定例会のみの特徴的な審議案件であります合併前の旧3町及び丹波町・瑞穂町水道事業組合の決算認定34議案についてであります。それぞれにおいて、合併前の10月10日をもって打ち切り決算が行われたものであります。地方自治法の規定によりまして、旧町の決算は新町において監査委員の審査に付し、その意見とともに新町の議会の認定に付することとされております。

旧丹波町では、	一般会計歳入額	24億9,710万2,000円
	歳出額	23億5,710万3,000円
	実質収支は	1億3,999万9,000円
8特別会計では、	歳入額	12億3,371万円
	歳出額	11億8,319万5,000円
	実質収支は	5,051万5,000円
旧瑞穂町では、	一般会計歳入額	19億5,664万6,000円
	歳出額	18億7,332万3,000円
	実質収支は	8,332万3,000円
10特別会計では、	歳入額	11億8,215万6,000円
	歳出額	10億6,821万3,000円
	実質収支は	1億1,394万3,000円
瑞穂病院事業会計では、	収益的収入額	4億6,480万6,000円
	支出額	3億9,248万5,000円
	純利益は	7,232万1,000円
旧和知町では、	一般会計歳入額	16億3,886万8,000円
	歳出額	15億4,257万2,000円
	実質収支は	9,629万6,000円
10特別会計では、	歳入額	7億9,719万9,000円
	歳出額	10億2,105万3,000円
	実質収支は	△2億2,385万4,000円
丹波町・瑞穂町水道事業組合会計では、	歳入額	3億4,099万5,000円
	歳出額	3億713万6,000円
	実質収支は	3,385万9,000円
特別会計では、	歳入額	1,035万5,000円
	歳出額	729万7,000円
	実質収支は	305万8,000円

となっております。

なお、それぞれ決算において収納されなかった歳入、未執行の歳出、債権、債務は京丹波町が引き継ぎ、精査の上、新町の平成17年度予算として計上し、出納閉鎖を終えた現在、

京丹波町の決算として調整しているところであります。

以上、申し上げます、提案説明とさせていただきます。

細部にわたりましては、収入役職務代理、所管する担当課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議賜りまして原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、簡易水道統合整備事業工事請負契約の締結（3件）について、追加提案をさせていただきますたく調整をいたしております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

議案の説明は、日程順にお願いいたします。

岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） それでは、承認第1号につきまして、私の方から補足説明を述べさせていただきますというふうに思います。

今回の税制改正におきましては、平成18年度改正分ということで、地方税法等の一部を改正する法律などが本年3月31日に公布されまして、原則として、本年4月1日から施行されることとされたことに伴いまして、専決処分として承認をお願いするものでございます。

いわゆる三位一体の改革の一環として、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が平成19年度から行われることとなりまして、このため、地方自治体においては自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任により効率的に行うことが求められたところでございます。

具体的には、個人住民税所得割の税率が、従前の3段階の累進税率から一律10%、この内訳は、府民税が4%、それから町民税が6%ということになりまして、同時に所得税が従前の4段階から6段階の税率に変更されることになり、あわせて定率減税の廃止、固定資産税の税負担の調整等が行われました。

今回の税源移譲によりまして、8割から9割の納税者が、所得税よりも個人住民税を多く納めることになると言われていたと思いますが、結果といたしまして、個人住民税と所得税の引き上げ、引き下げ、また人的控除の差に対応した減額措置などによりまして、双方の負担は基本的には変わらないということが言われております。

この改正を受けまして、個人町民税においての主な改正点は、まず1つ目には、均等割を課さない要件が改正となったところでございます。2つ目には、損害保険料控除を改組し、地震保険料控除を設けることとなりました。3つ目には、平成19年度以降の年度分の所得割の税率を一律6%としたということになっております。4つ目には、平成19年度から調整

控除を設けまして、人的控除の適用状況に応じて住民税を軽減する措置がとられたなどがございます。

また、固定資産税の改正では、平成18年度の固定資産評価替えに伴いまして、土地にかかわる平成18年度から平成20年度までの各年度の固定資産税の負担についての調整措置が講じられることとなったところでございます。

また、市町村たばこ税の税率が、ご承知のとおり、本年7月1日から以降に売り渡し等が行われた製造たばこに限り、引き上げられることによる改正を上げているところでございます。

以上、まことに簡単な説明となったかも知れませんが、今回の法改正によります町民税等、主だったものについての改正点を申し上げましたが、何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 失礼いたします。私の方からは、承認第2号に関します京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

冒頭、町長から提案理由説明がございましたように、合併後、町内統一化した国民健康保険事業を運営するため、当該国保税条例を制定しまして、4月1日から適用しているところでございますが、このたびの税制改正における年金課税の見直しによりまして、国保税の負担が増加することとなります。しかし、本年度及び来年度において、これにかかわりまして特別控除規定を盛り込んだ経過措置を専決処分させていただいたものであります。

内容的には、65歳以上の方の公的年金控除の最低補償額が今までの140万円から120万円に引き下がることなどで、国保税が急激に上昇することが予想されます。このため、平成18年度に13万円、また19年度には7万円の特別控除を設けることを主なものとしておりまして、国保税の均等割また平等割の軽減判定及び所得割の算定にかかわる激変緩和措置を講じることとするものでございます。

その他、所要の規定整備を行いまして、国保税の賦課事務等に支障のないよう、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、承認第2号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、私の方からは、承認第3号 京丹波町消防団員等公務

災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明申し上げたいと思います。

本条例につきましては、上位法であります非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されまして、3月の27日に公布、4月1日施行となっております。

改正内容が、補償基礎額などの引き下げ改正でございまして、不利益処分に当たりますことから条例の遡及施行ができないということございまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正内容につきましては、議案の最後のページを見ていただきまして、新旧対照表でございしますが、ここで少しご説明を申し上げたいと思います。

一番裏のページの別表第1でございます。

ここにございますように、介護補償額の非常勤消防団員が公務中の死亡あるいは障害になられたという場合の補償額でございしますが、勤務年数あるいは階級に応じまして30円から200円の引き下げが行われたものが一つでございます。

それから、表の新旧対照表に戻っていただきますと、5条の第2号でございしますが、消防作業の従事者あるいは救急業務の協力者の方が死亡または障害になられた場合についても9,000円から8,800円に引き下げ、またこれに扶養親族の加算がありまして、第1号に該当すると認められる場合は、配偶者のことでございますが、その加算額が450円から433円に引き下げされたところでございます。

また、第9条の2の介護補償につきましても、障害の程度によりまして、第1号では施設などの常時介護を必要とする場合の上限月額でございしますが、10万4,970円から10万4,590円に、以下、家族などで常時介護を行う場合の上限額を5万6,710円、施設での随時介護の上限額を5万2,300円、家族などの随時介護の上限額を2万8,360円とすることとして引き下げられたものでございます。

以上、承認第3号の説明とさせていただきます、続きまして、承認第4号でございます。平成17年度の京丹波町一般会計補正予算（第3号）でございます。

2枚ほどページをめくっていただきまして、今回の専決処分させていただいた補正額につきましては、4,055万9,000円を追加させていただきまして、69億9,796万3,000円とさせていただいたものでございます。

少しページをめくっていただきまして、3ページ、第2表、地方債の補正でございます。

この地方債の補正につきましては、地方債の許可を受ける必要がありますことから、各事業費の確定に基づいて精査をいたしたものでございます。一般公共事業では760万円の増、旧地域総合整備事業では260万円の増額、地域再生事業では1,570万円の増額、京都

府市町村未来づくり資金では60万円の減額とさせていただきます、合わせまして地方債全体では2,530万円の増とさせていただきますのでございます。

次に、少しまたページをめくっていただきまして、事項別明細書の4ページでございます。

ここの歳出から申し上げますと、冒頭、町長より提案理由の説明があったところでございますが、介護保険の特別会計への繰入金として、一般会計からのルール分でございます12.5%分、4,055万9,000円を歳出予算として計上させていただいております。

以下の部分については、地方債の精査によります財源振替をさせていただいたものでございます。

これに伴います歳入予算でございますが、戻っていただいて3ページになりますが、特別交付税が確定をいたしました関係で、1億3,388万4,000円を計上させていただいております。

なお、これに伴いまして、財政調整基金の繰り入れにつきましては、1億1,862万5,000円を繰り戻すという形での財源充当をさせていただくものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、承認第3号並びに第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） それでは、私の方からは、承認第5号をよろしくお願ひいたします。

平成17年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、概要をご説明申し上げます。

内容につきましては、今回の補正につきましては、184万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を8億6,528万9,000円とするものでございます。

2項以下省略をさせていただきます、事項別明細書の3ページをよろしくお願ひいたします。

2の歳入についてですが、款の7、繰入金、1、介護給付費繰入金4,055万9,000円を追加するものです。これにつきましては、平成17年の保険給付額の確定によりまして、一般会計繰入金のルール分12.5%を繰り入れをするものでございます。

款の10、諸収入、目1、雑入、減の4,240万2,000円。この減につきましては、合併時の決算におきまして旧町歳計剰余金をすべて雑入に予算上受けておりましたけれども、旧丹波、旧和知会計におきまして決算時にルール分として分割で一般会計から繰り入れをさせていただいておりますことから、専決におきまして繰入金に振り替えをさせていただく

ものでございます。

次のページの4ページをお願いいたします。

3の歳出、保険給付費、目の居宅介護サービス給付費、補正額、減の184万3,000円ということで、実績に基づき減額とさせていただき、ルール分の繰入額を調整させていただいたものでございます。

以上、ご審議いただき、ご承認賜りますように、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、同意第2号 京丹波町高原財産区管理会委員の選任について、ご説明を申し上げたいと思います。

提案理由につきましては、町長より詳しく説明があったところでございますので、議案を朗読させていただいて説明にかえさせていただきたいと思います。

同意第2号 京丹波町高原財産区管理会委員の選任について 次の者を、京丹波町高原財産区管理会委員に選任したいから、京丹波町財産区管理条例第3条の規定により議会の同意を求める。 平成18年6月13日 提出 京丹波町長 松原茂樹

ページをめくっていただきまして、1 高原財産区管理会委員 1名 住所 京都府船井郡京丹波町豊田九手60番地 氏名 久保元 明 生年月日 昭和23年9月6日でございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第56号 京丹波町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてですが、次の議案、第57号の京丹波町国民保護協議会条例の制定と関連をいたしておりますので、あわせてご説明を申し上げたいと思います。

両条例とも、いずれも国民保護法に基づくものでございまして、まずはお手元に資料をお配りしておりますが、その法律とどうかかわっているかについて申し上げたいと思います。

「参考資料」というふうに右肩に書かせていただいております、「武力攻撃事態等における国民の保護のための法律に関する法律」の抜粋でございます。それをごらんいただきたいと思います。

まず、いわゆる国民保護法でございますが、目的を見ていただきますと、第1条でございますが、「武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」、これらの事項に関しまして、「地方公共団体等の責務」、少し省略をさせていただきますが、「それを定める」ということになっております。「国全体としての万全の体制を準備し、もって武力攻撃事態等に

おける国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする」ということで、この法律が定められているものでございます。

第3条を見ていただきますと、ここに地方公共団体の責務ということでございまして、「地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する」というふうに定めてあるところでございます。

その下の第27条を見ていただきますと、少し省略をさせていただきますが、上段に「指定の通知を受けた」ということの条文がございまして、これは武力攻撃がもし万が一発生した場合は、国の方から通知を地方公共団体が受けるということになっておりまして、「その通知を受けた市町村長の長は」、少し省略をさせていただきますが、「直ちに市町村国民保護対策本部を設置しなければならない」というふうになっているところでございます。この市町村対策本部につきましては、「当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる」というふうに規定がなされております。

なお、この対策本部の組織も第28条に規定をされてございまして、「本部長については、市町村長をもってあてる」、それからその本部員でございまして、これももう既に法律の方で役職が規定をされております。1号では助役、2号では教育長、3号では消防団長、4号では職員のうちから任命するものということになっておるわけでございます。

なお、その下の条例の委任ということで、第31条でございまして、規定するもののほか、対策本部に関しては条例で定めようということになっておるわけでございまして、この規定に基づいて定めよういたしますのが議案第56号の対策本部の条例の制定についてということになるわけでございます。

従いまして、議案第56号を見ていただきますと、大もとの部分ではもう法律に規定をされておりますので、今回の条例については、その定めようとする目的を第1条に置きまして、あと組織、あるいは会議の持ち方、それから部を置く、それから現地対策本部、こういったものの細かい部分の条例を今回定めようというものでございます。

それから、第35条、もう一度法律の方に戻っていただきますと、「市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない」というふうに定まっております。都道府県の国民の保護に関する計画というのは、もう既に平成17年度に策定がされたというふうに伺っておりますが、今年の平成18年度は市町村で定めていただきたいというような現在指導があるところでございます。

この市町村計画をどのような内容で定めようというところでございますが、これは2項の1号

から6号まで、朗読の方は省略させていただきますが、6号までに定める部分について市町村計画を定めなさいということになっております。

なお、あわせて、第3項から第8項まででございますが、これはその定めるに当たっての手続的なものが定められておるといふことでございます。

下へ行きますと、第39条でございますが、「市町村協議会の設置及び所掌事務」ということがここにあります。「市町村の区域に係る国民の保護のための措置に広く住民の意見を求めて、国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に市町村国民保護協議会を置く」ということが定められております。

次の第2項では、市町村のこの協議会は何をするかということが定めがございまして、「市町村の諮問に応じて、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する」といふふうになっておるところでございます。

なお、この市町村協議会の組織につきましても、第40条を見ていただきますと、もう既にかんがりの大枠の部分は法律で定められておまして、「会長は、市町村長をもって充てる」、それから「委員については市町村長が任命する」とされておまして、ここの1号から8号まで、既に一定の職員の指名的な形での法律ができているというような状況でございます。

なお、この市町村協議会の組織につきましては、一番下の第8項でございますが、「それ以外の細部にわたっては市町村の条例で定める」といふことになっておるわけでございます。従いまして、議案の方に戻っていただきまして、第57号でございますけれども、この法律に基づきまして、第1条の目的あるいは委員及び専門委員、会長の職務代理、会議、監事、部会、こういった細部にわたりますものを市町村の条例で定めさせていただくことになっております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第56号と57号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第58号でございます。京丹波町長期継続契約に関する条例の制定についてでございます。

この条例を定めようとしていただきますのは、地方自治法の234条の3、あるいはまた自治法の施行令第167条の17条の規定に根拠を持つわけでございますが、一定長期継続契約を締結するために事務の簡素化等を図ることを目的として、そういった契約に関しての必要な事項を定めさせていただくものでございます。

なお、第2条におきまして、一定長期継続契約を締結することができる内容について定め

させていただいております。事務機器あるいは情報機器、車両、あるいはまた庁舎等の維持管理、その他、役務の提供に関する契約、あるいは特別専門性を有するような報酬等の契約について、長期に継続して契約することが可能であるという根拠を今回この条例に求めさせていただくものでございます。

なお、契約期間については、機器の耐用年数あるいは新しい機種 of 更新等も必要なことから、5年以内ということで定めさせていただくものでございます。

続きまして、議案第59号 京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてでございます。

指定管理者制度につきましては、町長の提案理由にもございましたように、広く民間の参入を促進すること、またその能力を活用しつつ、サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的といたすものでございます。

第一条では、その定めようとする趣旨を記載いたしておりますが、いわゆる指定の手續等についての条例を定めさせていただくというものでございます。

この指定管理者の指定のあり方につきましては、一つは、公募いたしまして、その応募に基づいて候補者の選定を行うと。この選定に当たっては、指定管理者選定委員会において意見を聞くものであるということに一つはなっております。

それから、すべて公募でということになりますと、現状の委託管理をお世話になっている団体等、専門性、あるいは地元雇用等の関係もあるわけでございまして、すべて公募によるというふうにはせず、一定選定の特例を設けております。これは第5条の第3号にあるわけでございますが、施設の目的、規模、機能等を考慮した結果、特定の団体に管理を行わせることが特に必要であると認めるときには、一定公募ではなく、特定の団体を指名する形での選定も可能というふうにいたしておるところでございます。

なお、第6条は、それを行いましたときの公示、第7条では、その指定団体との協定の締結、第8条以後につきましては、指定後の管理者の取り扱いや義務などを定めさせていただいて、取り扱いについて明らかにさせていただくものでございます。

以上、議案第59号の説明とさせていただきます。

次に、議案第60号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これも、2枚目に新旧対照表がついておるわけでございますが、これは字句の改正ということで、第8条の第1号、「監獄」という字句を「刑事施設」というふうには、新たな法律の定めによりまして改正をさせていただくというものでございます。

議案第61号でございます。京丹波町非常勤消防団員等に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これも、2枚目に新旧対照表をつけさせていただいておりますが、階級で申し上げますと、今回の改正をさせていただきますのは、分団長、副分団長、部長及び班長の10年以上から25年未満に該当する方について、おのおの2,000円の増額となる改正になっております。

以上、議案第61号の説明とさせていただきます。

同意第2号から、それでは議案第61号までの説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 議案第62号 京丹波町の環境保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

一番最後のページでございますけれども、新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

本条例につきましては、都市計画区域外の区域、主に和知、瑞穂地区における開発行為を行政指導する根拠となる条例でございます。

今回の条例改正は、今後予想される両地域の振興あるいは発展に資する民間による優良宅地の供給及び企業立地等の開発行為に対応するため、開発面積要件を緩和するものでございます。

まず第9条でございますけれども、許可の基準を定めております。第1項につきましては、適合基準、1号から13号までを規定いたしております。そのうち、第2号につきましては、面積要件の改正をお願いするものでございます。現行につきましては5,000平方メートルを超えないものから、1万平方メートルを超えないものに改正いたすものでございます。

どうぞ、ご同意のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 議案第63号 船井郡京丹波町と南丹市との間の障害者介護給付費等支給認定審査会に係る事務委託に関する協議の提案理由につきましては、町長から説明がございましたので、その概要につきまして補足説明とさせていただきます。

平成18年4月1日から、障害者自立支援法が施行されましたが、サービス体系につきましては、10月1日から新体系へ移行をされます。新体系においてサービスの提供を受けるためには、同法第15条に定められている、市町村が設置する審査会において障害程度区分を認定する必要がございます。本町におきましても、設置をしなければならないことになっ

ておりますけれども、審査会の委員となつていただく方には各障害について専門性が必要であり、委員の確保が困難となつていること、及び審査判定対象者が少ないことから、南丹市に委託することにより人件費等の経費節減を図るものでございます。

なお、委員数は10名で、2合議体により開催する予定でございます。

以上、補足説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご議決賜りますように、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 失礼いたします。それでは、議案第64号並びに第65号の議案が関連いたしておりますので、あわせて説明させていただきます。

先ほど、町長より提案理由の説明がありましたとおり、平成3年度において瑞穂町町営バス運行事業に係る車両といたしまして購入いたしました中型路線バス3台につきまして、老朽化に伴う更新として、議案第64号では中型ワンステップバス2台を、議案第65号では小型ノンステップ型バス1台をそれぞれ購入することをお認めいただきたく、上程させていただきます。

更新の対象といたしております中型バスは、購入以来15年を経過し、いずれも走行距離は50万キロを超えている現状となっております。外観周りの腐食はもちろんのこと、冬場の融雪材まき上げ等によりまして、下周りの腐食が相当進み、安全走行に支障を来すおそれが相当高まっている状況でございます。

経過年数が長いために、このほかにも電気系統や圧縮空気を送りますエア配管の空気漏れなど、ここ最近故障が相次ぎ、修繕費用がかさむ状況となっております。

議案第64号でお願いしております中型バスにつきましては、高齢社会の現実も視野に入れる中で、お年寄りなどの交通弱者の方がご利用いただきやすくなった58人乗りワンステップバスの導入といたしております。配備につきましては、丹波、瑞穂事業所に各1台を備える予定であります。

また、議案第65号でお願いしています34人乗り小型ノンステップバスにつきましては、ワンステップ型よりもさらに進化した、乗車口より座席まで通路に段差構造のない車両でございます。配備につきましては、利用いただいております乗車人数でご迷惑のかからないよう、瑞穂事業所の小野鎌谷線で運行させる計画としております。

いずれのバスにつきましても、時代に即した車種の導入ということで、ご利用いただきます方々への利便性を向上させるものであります。

それでは、議案第64号 中型バス購入契約についてとあわせまして、議案第65号 小

型バス購入契約についての議案を朗読させていただいて、説明とさせていただきます。

なお、2議案とも各バスの仕様等、概要書を添付させていただいておりますので、ご確認いただきたく存じます。

議案第64号 中型バス購入契約について 中型バス購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記 1 契約名 中型バス購入契約 2 契約金額 3,171万円 3 契約の相手方
京都市右京区西院東中水町20番地 三菱ふそうトラック・バス株式会社、京滋ふそうバス
部長 永田安廣 4 契約の方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定による
随意契約 5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6 京丹波町
役場 6 契約期間 議会の議決を得た日から平成18年9月30日まで 平成18年6月
13日 提出 京丹波町長 松原茂樹

続きまして、議案第65号 小型バス購入契約について 小型バス購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記 1 契約名 小型バス購入契約 2 契約金額 1,554万円 3 契約の相手方
京都市山科区西野榎本町70番地 京滋日野自動車株式会社、代表取締役
谷 輝夫 4 契約の方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定による
随意契約 5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6 京丹波町役場
6 契約期間 議会の議決を得た日から平成18年9月30日まで 平成18年6月13日
提出 京丹波町長 松原茂樹

以上、説明とさせていただきます。ご審議賜りましてお認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 議案第66号 町有地の処分について、ご説明申し上げたいと思います。

冒頭、町長より詳しく提案説明があったところでございますが、今回の町有地の処分につきましては、面積が5,000平方メートルを超える、あわせて金額が700万円を超えるということになっておりまして、地方自治法の規定あるいは本町の条例に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案を朗読させていただきまして、説明にかえさせていただきますと思います。

議案第66号 町有地の処分について 下記の町有地を売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分

の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を求める。1 土地の所在地 地目及び地積 所在地でございますが、京都府船井郡京丹波町院内向ヒ野9番1 地目は山林 地積は8, 139. 50平方メートル 京都府船井郡京丹波町院内向ヒ野10番 地目は山林 地積は673. 82平方メートル 同じく京丹波町曾根中上131番1 山林 4万7, 766. 69平方メートル 合計は5万6, 580. 01平方メートル、これは実測値でございます。2番目は、売り払いの方法といたしまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定による随意契約でございます。3つ目の売り払い価格 1億6, 600万円 4番目の契約の相手方でございますが、大阪市住之江区新北島1丁目6番33号 木材開発株式会社 代表取締役 谷 正剛 平成18年6月13日 提出 京丹波町長 松原茂樹

以上でございます。

続きまして、議案第67号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正の追加額でございますが、3億1, 300万円といたしまして、補正後の額を103億4, 100万円とするものでございます。

ページをめくっていただきまして、第1表については後ほど事項別明細書で説明を申し上げます。

5ページでございます。第2表、地方債の補正でございます。

今回、多くの地方債の補正を計上させていただいております。本件は、地方債の協議制度の政令が改正されまして、従来、年度末の3月に地方債の許可がなされておったわけですが、9月に繰り上げられるということになっておりまして、早期にその額を確定させる必要がありますことから、今回補正をさせていただいたことが1点ございますのと、あわせまして、当初予算の段階で、過疎債など、交付税算入のある有利な地方債についてですが、全体の総枠の関係で充当を控えておったわけですが、5月に京都府の検収を受けまして、一定額が確保できる見通しとなりましたことから、振り替え措置をさせていただいたということでございます。

したがって、この表からいきますと、一般公共事業債については、今回の補正でゼロといたしております。

あるいはまた、一般補助事業については、当初予算では計上していなかったわけですが、今回、460万円の計上をさせていただいておりますし、次のページへ行っていただきますと、一般単独、一般事業、あるいは地域活性化事業、これについても補正後はゼロというふうにさせていただいております。

7ページでは、臨時河川等整備事業、これを新たに4,480万円を発行させていただくものでございますし、その下段の地域再生事業については2,600万円、これをゼロとさせていただきます。

こういったでこぼこがあるわけですが、一定8ページの過疎対策事業のところを見ていただきますと、補正前が5億780万円、これが補正後が5億9,020万円ということで、一定集約させていただいた形での増額となっております。

町債の総額では、830万円の増となるところでございます。

それでは、事項別明細のまずは歳出でございます。

ページをめくっていただきまして、7ページからでございます。

この7ページの歳出の総務費でございますが、積立金として減債基金に1億6,600万円を積み立てさせていただくということで、これは土地の売却収入をもって積み立てるということでございます。

当初、この土地を取得いたしますときに、上物の事業も含めまして地方債を借り入れておるところでございますが、現状、まだその地方債の残額が1億450万円余り元金として残っております。従いまして、この地方債の借り入れの繰上償還等に必要の財源として確保をしておきたいということでございます。

借入先との調整がございますので、一定まずはこの減債基金に積み立てをさせていただいておくというものでございます。

それから、児童福祉費でございます。これも町長からございましたけれども、法律改正によりまして児童手当の給付の拡充がなされたということで、3,608万円余りの追加補正をお願いいたしております。1子と2子が月5,000円、3子以降については1万円の支給というふうに伺っております。

次に、8ページでございます。

農業費でございますが、一つは農業振興費で、京野菜こだわり産地支援事業補助金ということで435万5,000円を計上させていただいております。京丹波町の紫ずきん協同組合に対しましての乗用防除機あるいは収穫期の購入にかかわります補助金でございます。

農地費では、委託料で1,260万円の測量設計等の委託料を計上させていただいておりますが、これは和知の安栖里の豊昌池、これの改修に伴う計画調査業務をはじめといたしまして、圃場整備あるいは水路の測量設計業務を計上させていただいたものでございます。

工事請負費の840万円でございますが、これは和知の小畑の揚水機の整備補修工事ということで840万円を計上させていただいております。

9ページに参りまして、河川費でございます。一番下段でございますが、これの工事請負費に3,600万円を計上させていただいております。

大倉谷川842メートルのうち、本年度395メートル分を事業化させていただくということで、その工事請負費に係る部分を計上させていただいたところでございます。

ページをめくっていただきまして、10ページの河川費の水資源開発対策費でございますが、測量設計等の委託料に460万円を計上させていただいております。これにつきましては、旧丹波町、富田長野の町有地でございますが、畑川ダムにかかわりましての宗教法人の代替地の関係がございまして、その面積を実測する等の必要がございますので、今回計上させていただいたものでございます。

かかります経費につきましては、話がまとまれば、京都府より補償費として補償される予定となっております。

それから、都市計画費の工事請負費500万円でございますが、これは公園から地区外への水路工事、これにつきましてはの追加をお願いいたしております。

それから、少し下の方に行きまして、教育費の教育総務費でございます。この委託料が1,628万4,000円を計上させていただいております。耐震診断ということで、該当いたしますのは須知の幼稚園、それから下山小学校の校舎が2棟、和知中学校の校舎が2棟及び体育館が該当するものでございます。

ページをめくっていただきまして、12ページの小学校費でございますが、これは京都府の指定を受けまして実施する事業でございまして、経費も府の支出金でほぼ賄うものでございます。1つは、豊かな体験活動推進事業に61万円、学校評価システムの構築事業に390万6,000円といたすものでございます。

戻っていただきまして、歳入でございます。

3ページからでございますが、今回の歳出予算に充当すべき歳入予算につきましては、国庫の支出金、それから府の支出金を主なものといたしまして、あと財産の売却収入、それから町債の調整をさせていただいた部分、それ以外の部分については17年度の一定繰越金があるわけでございまして、この繰越金の部分を充当させていただいて、歳入歳出のバランスを図らせていただいたというものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第67号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩といたします。10時45分までといたします。

休憩 午前 10時30分

再開 午前 10時45分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） それでは、私から、議案第68号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

冒頭、町長の方から提案説明がございましたように、国庫補助金の増額による補正でございます。歳入歳出それぞれ1億4,642万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億3,442万8,000円とするものでございます。

地方債の補正を説明させていただきたいと思っております。

3ページをお開きください。

第2表、地方債補正、記載の目的、簡易水道事業債、補正前の限度額6億1,500万円を補正後限度額6億5,200万円とし、3,700万円増額をするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更はございません。

続きまして、事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思っております。

主なものについてご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、国庫補助金の増で、要望額の15%増の交付決定がされたために、補正を行うものでございます。

水道事業分担金、補正額、増額の2,347万8,000円、補正後3,820万8,000円とするもので、これにつきましては、町長から報告がございましたように、みのりが丘団地の加入分担金でございます。

次に、3款の国庫支出金でございます。施設整備費国庫補助金、増額の3,103万7,000円とし、2億3,794万5,000円とするものでございまして、旧水道組合、丹波・瑞穂地区分で897万円、和知地区分で2,206万7,000円となっております。

それに伴いまして、繰入金、基金繰入金でございますけれども、水道事業基金よりの繰入金で5,086万2,000円増額としまして、1億2,766万1,000円とするものでございます。

次ページに行きまして、簡易水道事業債でございますけれども、増額の3,700万円とし、6億5,200万円とするものでございます。

5ページの歳出でございますけれども、2款の施設費、1目、水道施設費でございます。これにつきましては、6,920万円増額をいたしまして、4億8,920万円とするものでございます。内訳といたしましては、国庫補助金割り当ての増によりまして統合簡易水道整備工事を追加するものでございまして、1億2,100万円の増、それと19番の負担

金・補助及び交付金でございますけれども、京都府の工事費が決定をされまして、当初見込んでおりました工事費よりも減となりましたので、ダム建設の利水負担金を5,180万円減をさせていただくものでございます。

2目の簡易水道施設費でございます。7,479万円の増額とし、5億3,032万円とするものでございます。これにつきましては、13の委託料で1,589万円を増額し、主なものとしましては、西部地区の浄水場の設計委託を計上させてもらっております。

15番の工事請負費でございますけれども、5,890万円の増で、統合簡易水道整備工事で管路布設工事約3キロを施工するものでございまして、5,890万円を増額させてもらっております。

以上、議案第68号の水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第69号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1億1,310万円を追加しまして、歳入歳出総額それぞれ10億4,410万円とするものでございます。

3ページをお開きください。

第2表、地方債補正、下水道事業債、補正前の限度額5,530万円を補正後の限度額1億580万円とし、5,050万円を増額するものでございます。

次に、資本費平準化債、補正前の限度額1億3,460万円を補正後限度額1億3,490万円とし、30万円を増額するものでございまして、合計いたしまして5,080万円の増額ということになります。

なお、起債の方法なり、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更はございません。

次に、事項別明細書3ページをお開きいただきたいと思います。

3款の国庫支出金でございますけれども、水道事業費国庫補助金が4,100万円の増で、補正後7,732万9,000円とするものでございます。これにつきましては、特定環境保全公共下水道事業の国庫補助金でございます。

繰入金、870万7,000円の増で4億7,056万4,000円、一般会計の繰入金でございまして、それぞれ増額補正なり財源補正によりまして、繰入金の補正をしたものでございます。農業集落排水事業分で1,180万7,000円の増、特定環境保全公共下水道事業分で106万2,000円の減、浄化槽市町村整備推進事業分で207万8,000円の減でございます。

続きまして、5ページの3の歳出でございます。

2 款、下水道費、補正額 2, 2 5 0 万円、これは 1 6 処理施設の維持管理の経費でございます。まして、光熱費が 1, 7 7 0 万円の増と、汚泥雑水業務委託料が 4 5 0 万円の増ということになっております。

下水道費の施設整備費でございますけれども、これにつきましては、委託料が 1 億 3 5 0 万円、測量設計管理業務等委託料ということで 1, 6 0 0 万円を減額しておるわけですが、これは瑞穂処理区の管路の委託料でございます。これを減とし、下山処理区の処理場工事等の委託料を 1 億 1, 9 5 0 万円計上させてもらっております。

本年度、瑞穂処理区におきましても、管路を布設しまして道の駅等の引き込みを計画しておったわけなんですけれども、本年度におきましては下山処理区の方に入るということで、少し見合わせていただくというようなことで、瑞穂処理区から下山処理区の方へ予算の移動を行っておるものでございます。

1 5 の工事請負費につきましても、管路工事費の 1, 5 4 5 万円につきましても、減とさせていただきます。

概要について、議案第 6 9 号 下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。

ご審議をいただきまして、ご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 議案第 7 0 号 平成 1 8 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 7 万 1, 0 0 0 円を追加させていただきます。補正後の額を 1, 5 1 7 万 1, 0 0 0 円とさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、事項別明細書の 3 ページでございます。

ここの歳入の財産売払収入で、4 8 万 6, 0 0 0 円の立木売払収入を計上させていただいております。これを主なものとして今回補正をさせていただいたわけですが、この分につきましては、財産区の直営林でございます八田東谷の立木の売り払いがあったということで、材積につきましては 6 万 2, 0 5 9 立米分を売り払った部分でございます。この部分が 4 8 万 6, 0 0 0 円の財産区の収入となっております。これに伴います財源の調整ということで、こういった財源が確保できましたので、財政調整基金等を繰り戻すというような減額補正をさせていただいております。

なお、4 ページの歳出でございますが、補償・補填で 2 万 1, 0 0 0 円、土地の貸付補償費ということで、これは八田山林組合に対しまして、緑資源機構施行の農業用道路、丹波・

瑞穂第1工区の実施に伴う土地貸付補償費となっております。

それから、負担金・補助及び交付金の5万円、桧山地域振興対策補助金の関係でございますが、これにつきましては貸付林野の風倒木の処理事業の補助ということで、今回5万円を計上させていただいたものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第70号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第71号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

これにつきましては、今回、71万8,000円を追加させていただきまして、歳入歳出それぞれ1,041万8,000円とさせていただくものでございます。

これも、ページをめくっていただきまして、最後のページの事項別明細書の財産売却収入の関係でございますが、京丹波町の水原の丸山地内で国道9号線の交通安全対策事業ということで、カーブの解消と歩道の確保の事業にかかわりまして財産区の土地を処分されたということで、この部分が740.58平方メートルが処分の面積となっております、その売却収入が71万8,000円あったということでございます。

従いまして、4ページの歳出につきましては、一つは積立金として財政調整基金に14万3,000円を積むものでありますことと、水原区への補償費ということで57万5,000円を計上させていただいたということでございます。

以上、議案第71号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） それでは、議案第72号 京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計の補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、人件費の追加補正1,800万円をお願いするものでございます。

まず、2枚、予算書の方をめくっていただきまして、収益的収入でございますけれども、今回、外来収益1,800万円を追加計上させていただいております。

続きまして、次の3ページでございますけれども、収益的支出につきましては、ただいま申し上げました人件費の補正でございますが、医師、看護師の増員によります補正、それと医療技術員給につきましては、理学療法士が育児休業を取得しましたので、その減額等含めまして1,800万円の追加予定の予算を計上させていただいております。

以上、簡単でございますけれども補足説明とさせていただきます、よろしくご審議賜り

ますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 寺井収入役職務代理。

○収入役職務代理（寺井行雄君） ただいま認定に付されました認定第1号 平成17年度丹波町一般会計歳入歳出決算から、認定第34号 平成17年度丹波町・瑞穂町水道事業組合特別会計歳入歳出決算までの34会計につきまして、その概要を説明させていただきます。

なお、今回の決算につきましては、平成17年4月1日から、合併前日10月10日までの決算となっております、打ち切り決算となっております。従いまして、予算額に対しまして多額の収入未済額、不用額が生じておりますが、これらは新町に引き継がれますので、ご理解をお願いいたします。

また、今回の決算書は、旧町の様式となっております。そして、丹波町・瑞穂町水道事業組合会計の決算書につきましては、整理の都合上、丹波町歳入歳出決算書にとじ込んでおりますので、ご理解をお願いいたします。財産に関する調書につきましては、お目通しをいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、認定第1号 平成17年度丹波町一般会計歳入歳出決算について、説明させていただきます。

まず、17ページでございます。丹波町の歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思っております。

まず、17ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額24億9,710万1,505円、歳出総額23億5,710万3,126円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1億3,999万8,379円の黒字決算となりました。

それでは、30ページの事項別明細書により、歳入から款を追って、主なものにつきましてご説明申し上げます。

1款、町税であります、年間の調定額10億7,495万7,852円に対しまして、収入済額が6億1,827万285円、不納欠損3,578万8,783円を行い、収入未済額は4億2,089万8,784円となりました。

不納欠損につきましては、自己破産、所在不明等により、やむなく措置をさせていただいたものでございます。

38ページ、下段、10款、地方交付税につきましては、収入済額9億6,630万2,000円で、年度途中ということもありまして、予算に対しましては62.5%の収入率となっております。

40ページ、12款、分担金及び負担金では、2,488万64円を受け入れております。

中でも、42ページ、2項、負担金、2節の合併推進費負担金の3,000万円につきましては、合併関連経費として計上いたしましたものでございます。丹波町が庁舎改修、和知町が電算整備、瑞穂町が合併事務経費を担当いたしましたして、全経費を均等に負担し合うということから、総額を4,500万円と見積もり、その3分の2を瑞穂町なり和知町から受け入れるということで予算計上いたしておりましたが、合併までには執行できなかったことから、新町に引き継いでおります。

次、48ページでございますが、14款、国庫支出金は、予算に対する収入率は17.4%、それから54ページでございますが、15款、府支出金では、予算に対する収入率は37.5%となっておりますが、決算時におきましては事業が進行中でもあり、負担金なり補助金は事業完了後交付されますことから、この時点では未収ということになっておりまして、このまま新町に引き継いでおります。

66ページをごらんください。

18款、繰入金、1目、財政調整基金繰入金の3億4,000万円でございますが、これにつきましては、先行取得用地活用対策基金の3億円と、鳥インフルエンザ対策関連事業整備基金として3,000万円を繰り入れたものでございます。

68ページ、19款、繰越金は、前年度からの繰越金で、7,368万6,203円でございます。

74ページ、22款、町債につきましては、予算額5億630万円でしたが、収入済額は800万円となっておりますところでございます。

以上が、歳入決算の概要でございます。

76ページをごらんください。

歳入予算額47億2,290万2,000円、調定額29億7,399万8,649円、収入済額24億9,710万1,505円、不納欠損額3,578万8,783円、収入未済額4億4,110万8,361円となったところでございます。

続きまして、歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、78ページの1款、議会費では、4,369万1,090円を支出いたしておりまして、人件費ほか、議会運営、議会活動に要した支出でございます。

80ページからの2款、総務費ですが、その主なものとしたしまして、84ページ、中段でございますが、文書広報費委託料では、有線情報に関する維持管理として、気象情報委託料なり、支障移転工事等委託料、防犯火災異常監視業務委託料に92万8,227円、86ページでは、財産管理使用料、賃借料でございますが、地上権設定に係る賃借料で4,73

9万591円を、また、88ページ、中段でございますが、企画費の委託料では、町50周年記念の委託料として528万5,700円を、また、その下の使用料及び賃借料でございますが、電算システムリースとして301万3,780円をそれぞれ執行いたしております。

91ページ、上段、積立金は、先行取得用地活用対策基金として、先ほど申し上げましたように3億円を積み立てをいたしております。

96ページ、最下段、一番下でございますが、13目、鳥インフルエンザ対策費の積立金でございます。平成16年2月に発生いたしました鳥インフルエンザを教訓にいたしまして、今後の備えに供するため、3,000万円を基金積み立てをいたしたものでございます。

98ページ、上段の14目、合併推進費では、合併に向けて丹波町が担当いたしました庁舎改修工事等に1,190万446円を支出いたしたものでございます。

100ページ、賦課徴収費委託料では、賦課業務、固定資産評価業務、地図情報システム保守、それぞれの委託料として349万5,555円を執行いたしております。

108ページからの3款、民生費でございますが、110ページ、下段の方です。

社会福祉費、委託料では共同作業所運営委託に705万2,000円を、次のページの中段、繰出金では介護保険事業特別会計に3,000万円を繰り出しております。

また、115ページ、上段、老人福祉費、負担金・補助及び交付金でございますが、負担金・補助及び交付金では老人クラブの活動なり生きがい対策事業等に238万1,950円を助成いたしております。

その下の繰出金は、老人保健特別会計に3,127万473円を繰り出し、117ページ、上段でございますが、身体障害者福祉費、扶助費では、身体障害者医療給付費をはじめ、施設訓練支援給付費などに6,067万6,316円を執行いたしたところでございます。

118ページ、最下段、1目、児童福祉総務費、扶助費では、児童手当をはじめ、母子乳幼児医療費給付費に3,515万6,577円を、次のページ、保育所におきましては、保育所費では166人の幼児を預かります1保育所1分園にかかわります人件費なり運営管理に6,776万2,662円を執行いたしております。

4款、衛生費でございますが、125ページ、下段でございますが、負担金・補助及び交付金では、南丹病院組合負担金といたしまして667万7,000円を、127ページ、上段でございますが、繰出金では国保特別会計基盤安定分2,832万9,000円と、財政安定化支援分の767万1,000円を、繰出基準に基づき繰り出しをいたしたものでございます。

2目、予防費、委託料では、検査検診委託の1,984万6,880円をはじめといたし

まして、予防費総額といたしましては2, 195万8, 606円を執行いたしております。

また、128ページ、中段、3目、環境衛生費の繰出金では、下水道事業特別会計公共下水道分といたしまして、8, 194万1, 000円の繰り出しをいたしております。

2項、清掃費、下段、1目、し尿処理費では、船井郡衛生管理組合分担金、し尿処理分として1, 951万1, 000円を、130ページの中段でございますが、2目、塵芥処理費の負担金・補助及び交付金では、同じく船井郡衛生管理組合へ塵芥処理分として4, 646万4, 000円を負担いたしております。

また、その下、3項、上水道費、1目、簡易水道費負担金・補助及び交付金の5, 202万5, 000円は、基準に基づきまして丹波町・瑞穂町水道事業組合に負担をいたしたものでございます。

同じく、130ページからの5款、農林水産業費でございますが、133ページ、2目、農業総務費、最下段の繰出金の2, 221万4, 000円は、下水道事業特別会計へ農業集落排水分として繰り出したものでございます。

次のページの最下段、4目、畜産振興費、工事請負費は、堆肥センター関連整備工事として4, 075万8, 900円を、また136ページ、6目、丹波食彩の工房運営費では、工房の管理運営経費に3, 551万939円をそれぞれ支出をいたしております。

142ページからの6款、商工費でございます。

145ページ、上段、商工振興費、負担金・補助及び交付金では、小規模事業者指導事業補助金として320万円など、総額333万円を、その下の観光費、負担金・補助及び交付金では京都府観光連盟会費など、総額44万7, 000円を負担しております。

144ページからの7款、土木費でございますが、148ページ、2項、道路橋梁費でございますが、道路の維持管理並びに道路舗装工事など、支出をする科目であります。10月までの予算執行は少なく、前払金や一部の用地購入などで757万4, 756円のみ予算執行となっております。

154ページでございますが、最下段でございます。2目、都市公園費、公有財産購入費におきましては、須知公園用地3, 594.55平方メートルの取得によるもので、9, 781万505円を、156ページ、下段、住宅管理費、負担金・補助及び交付金では、台風23号に伴います地域再建被災者住宅等支援事業補助として、一部破損17件、床上浸水12件、合計29件分、980万1, 233円を助成いたしたものでございます。

8款、消防費では、消防団員の報酬、退職報償に1, 450万1, 500円、161ページ、最上段でございますが、常備消防費では京都中部広域消防組合負担金として7, 830

万円を負担いたしたところでございます。

160ページからの9款、教育費でございますが、1幼稚園、3小学校、1中学校、それぞれ学校、幼稚園の運営管理、教育振興に要した経費でございますが、特色ある学校づくり、園づくりに執行いたしたものでございます。

また、169ページ、上より2段目でございますが、工事請負費につきましては、竹野小学校の屋外教室改修工事の99万円でございます。

少し飛びまして、188ページ、下段、10款、災害復旧費でございますが、平成16年10月20日に発生し、甚大な被害をもたらしました台風23号による道路、農地、農業用施設、林地等の災害復旧費に執行いたしました。ほとんどが繰越事業費の対応でございますが、一部新町に引き継いでおります。

194ページ、11款、公債費でございますが、借入金の元利償還として1億2,743万8,665円を支出いたしたものでございます。

以上、一般会計歳出決算の概要でございます。

198ページ、最下段、歳出予算総額47億2,290万2,000円、支出済額23億5,710万3,126円、不用額23億6,579万8,874円となりました。

以上、まことに簡単でございますが、丹波町一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第2号 平成17年度丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

215ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額3億5,846万9,052円、歳出総額3億5,202万8,781円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに644万271円の黒字決算となりました。

丹波町の国民健康保険加入世帯は1,839世帯、被保険者は3,726人でございます。それでは、216ページの歳入から説明をさせていただきます。

国保会計の主な歳入の財源となっております国民健康保険税の収入では、同じページの中段、1目、一般国保の医療給付分の現年度調定額1億5,904万2,800円、その下の介護納付金の現年度調定額1,123万5,447円、2目の退職国保医療給付分現年度分の調定額3,613万1,300円、その下の介護納付金現年度分の調定額292万7,953円、これら4つを合わせました調定額が2億933万7,500円に対しまして、収入額は4つ合わせまして9,227万3,300円となっております。

収入未済額は、同じくこの4つを合わせまして1億1,706万4,200円となっております。

りまして、現年度分の収納率は、一般国保で42.1%、退職国保は52.7%となっております。

そのほか、国保に関します収入といたしましては、218ページ、3款、国庫支出金1億154万円、次のページの4款、療養給付費交付金に3,913万8,000円、5款、府支出金113万3,066円、222ページの6款、共同事業であります高額医療費に対します交付金といたしまして811万1,779円であります。

また、224ページ、8款、繰入金は、1億586万4,000円で、その内訳といたしまして、一般会計からの繰り入れが3,600万円、また226ページ、基金繰入金が6,986万4,000円となっているところでございます。

以上、これらの歳入合計、230ページでございますが、調定額5億6,953万4,487円、収入済額3億5,846万9,052円、不納欠損額3,254万6,179円、収入未済額1億7,851万9,256円となりました。

続きまして、次のページの歳出でございますが、主なものといたしましては、236ページ、2款、保険給付費に2億1,753万9,999円、そのうち療養諸費に1億9,247万9,649円、次のページの高額医療費に2,184万1,997円を執行いたしております。

そのほか、242ページ、老人保健拠出金に9,161万3,795円、その下の介護給付金に2,478万1,937円、その下の共同事業なり、次のページ、高額医療に453万2,265円、246ページ、2項、健康管理センター事業費に703万7,905円などを支出いたしております。

これらを主な支出といたしまして、254ページ、歳出予算額7億3,490万2,000円、支出済額3億5,202万8,781円、不用額3億8,287万3,219円となりました。

以上、丹波町国民健康保険事業特別会計の決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号 平成17年度丹波町老人保健特別会計歳入歳出決算について、説明させていただきます。

267ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額4億909万8,528円、歳出総額4億909万8,528円、歳入歳出差引額、実質収支額ともにゼロであります。

丹波町の老人保健医療対象者は、65歳から74歳が48人、75歳以上が1,406人になっております。

それでは、268ページの歳入の事項別明細書により、説明をさせていただきます。

1款、支払基金交付金でございますが、2億2,478万8,952円、2款、国庫支出金、1億3,079万4,000円、270ページでございますが、3款の府支出金2,224万5,000円をそれぞれ受け入れております。

また、270ページでございますが、4款では一般会計より3,127万473円を繰り入れております。

以上、これらを主な収入といたしまして、273ページ、調定額4億909万8,528円、収入済額4億909万8,528円となりました。

続きまして、274ページの歳出でございます。

同じページの1款、医療諸費に4億317万7,208円を支出いたしております。医療諸費が老人特別会計の歳出の大部分でありまして、279ページをごらんください。最下段、歳出予算額が9億2,127万6,000円、支出済額が4億909万8,528円、不用額5億1,217万7,472円となっております。

以上が、丹波町老人保健特別会計決算の報告とさせていただきます。

続きまして、認定第4号 平成17年度丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

まずは、291ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億8,603万1,532円、歳出総額2億4,937万9,598円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに3,665万1,934円の黒字決算となったところでございます。

丹波町の現状といたしましては、第1号被保険者は2,295人で、総人口に占める割合は26.2%、要介護認定者数は、2号被保険者を含めまして375人となっております。

また、居宅サービスなり施設サービスの利用者は321人となっております、サービスの利用割合は85.6%となっているところでございます。

292ページをごらんください。

歳入でございますが、1款、保険料、65歳以上を対象とした第1号被保険者の徴収分といたしまして、調定額9,983万4,900円に対しまして、収入額4,662万5,400円、収入未済額5,320万9,500円となっております。

収入未済額の中には、16年度以前の収納できなかった滞納分といたしまして、297万円余りを含んだ額となっております。

ほかの収入といたしましては、3款、国庫支出金7,981万5,000円、次のページ

の4款、支払基金交付金といたしまして8,223万2,653円、5款、府支出金2,959万4,000円、296ページの6款、繰入金は、一般会計からの繰り入れでございまして、3,000万円を受け入れております。

これらを主な収入といたしまして、301ページ、最下段、調定額3億3,924万1,032円、収入済額2億8,603万1,532円、収入未済額が5,320万9,500円となりました。

続きまして、302ページの歳出でございます。

304ページをお開きください。

2款、保険給付費に2億4,396万9,600円の支払いを行っております。その内訳といたしましては、306ページ、第1項、介護サービスに2億3,338万7,613円、その下の支援サービスに874万2,826円、4項の高額介護サービスの150万296円などが主なものでございます。

以上、313ページ、歳出予算額5億8,631万4,000円、支出済額2億4,937万9,598円、不用額3億3,693万4,402円となりました。

以上、丹波町介護保険事業特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第5号 平成17年度丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

まずは、325ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億7,785万5,179円、歳出総額1億7,196万1,102円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに589万4,077円の黒字決算となったところでございます。

丹波町の下水道事業につきましては、旧地区の農業集落排水、3地区の特定環境保全公共下水道を運営いたしております。12施設での加入は1,841件で、使用数は1,653件であり、施設使用率は89.8%となっております。

326ページからの歳入でございます。

2款、使用料及び手数料では、調定額5,695万1,450円に対しまして、収入済額4,216万6,350円、収入未済額1,478万5,100円となっております。

なお、330ページ、3款、国庫支出金なり、4款、府支出金は、年度途中ということでの決算でありますことから、この時点では受け入れておりません。

332ページ、5款、繰入金では、一般会計から1億3,415万5,000円を繰り入れております。

これらを主な収入といたしまして、最下段でございますが、調定額1億9,264万279円、収入済額が1億7,785万5,179円、収入未済額が1,478万5,100円となったところでございます。

続きまして、336ページの歳出でございます。

2款、下水道費、1項、公共下水道費には、2,147万7,992円を主に3施設の維持管理に執行いたしております。

340ページ、2項、農業集落排水費では、旧施設の維持管理に支出をいたしてございまして、中でも工事請負費の204万円につきましては、須知処理場の外溝工事代金でございます。

また、342ページ、公債費は、1億1,797万3,210円で、地方債元利償還金でございます。

以上、これらを主な収入といたしまして、345ページ、歳出予算額3億8,700万円、支出済額1億7,196万1,102円、不用額2億1,503万8,898円となったところでございます。

以上、まことに簡単ですが、丹波町下水道事業特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第6号 平成17年度丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算でございます。

357ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額6,471円、歳出総額ゼロ、歳入歳出差引額並びに実質収支額ともに6,471円の黒字決算となっております。

358ページ、歳入では、昨年同様、財産収入として基金利子のみでありますし、360ページ、歳出では、土地開発基金への繰出金3万円を予算化しておりましたが、この時点では執行いたしておりません。

以上が、丹波町土地取得特別会計決算の報告とさせていただきます。

続きまして、認定第7号 平成17年度丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算について、説明させていただきます。

373ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額27万1,257円、歳出総額26万円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1万1,257円の黒字決算となりました。

376ページ、歳入の主なものといたしましては、基金を取り崩しての22万円でございます。

歳出は、378ページ、2款、育英費として26万円を支出いたしました。今年度の育英

生は、高校生、年額12万円、兄弟がある場合には2人目以降は半額となっておりますが、5名、大学生、年額18万円の2名、合計7名に対しまして、第一期分として給付をいたしましたものでございます。

以上、丹波町育英資金給付事業特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第8号 平成17年度丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算について、説明させていただきます。

391ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額159万4,069円、歳出総額40万4,818円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに118万9,251円の黒字決算となっております。

392ページ、歳入では、昨年同様、財産貸付収入、寄附金、前年度繰越金の収入を財源として確保いたしまして、398ページからの歳出では、須知地区におきましては敬老祝賀会の補助、区長会補助等に、竹野地区におきましては事務局会議費等に支出をいたしましたものでございます。

以上、まことに簡単ですが、丹波町の須知財産区特別会計決算の報告とさせていただきます。

続きまして、認定第9号 平成17年度丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算でございます。

415ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額38万3,832円、歳出総額6万610円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに32万3,222円の黒字決算となりました。

次のページの歳入では、寄附金、繰越金を主な収入といたしまして、420ページの歳出では、森林組合賦課金等に支出をいたしましたものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、丹波町高原財産区特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、決算書、瑞穂町をごらんいただきたいと思います。

一番最初の認定第10号の平成17年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算でございます。

まず、149ページの実質収支に関する調書をごらんください。

ここでは、1,000円どめの表記となっておりますが、1円単位まで申し上げます。以後の瑞穂町の特別会計も同様とさせていただきます。

歳入総額19億5,664万5,911円、歳出総額18億7,332万2,686円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに8,332万3,225円の黒字決算となっております。

それでは、少しページを戻っていただきまして、10ページになります。

10ページの事項別明細書によりまして、歳入から款を追って、主なものにつきましてご説明申し上げます。

歳入、1款、町税でございますが、年間の調定額4億9,142万3,539円に対しまして、収入済額2億7,574万5,215円、収入未済額2億1,567万8,324円でありまして、収納率は56.1%となっております。

少しページをめくっていただきまして、14ページの上段でございますが、10款、地方交付税につきましては15億9,549万8,000円で、収入済額が10億4,216万1,000円ありますが、最終的には14億余りを見込んでおり、残りは新町に引き継いでおります。

16ページ、13款、使用料及び手数料の1節、農業使用料の農業多元情報施設使用料でございますが、この2,287万3,360円は、合併までのCATV使用料1,841戸分でございます。

最下段、商工使用料、観光使用料では、質志の鍾乳洞公園入園料として732万9,750円を受け入れております。府下唯一の鍾乳洞として、年間2万人程度の観光客を迎え入れております。

20ページでございますが、14款、国庫支出金、及び、22ページ、15款、府支出金につきましては、それぞれ事業進行中のためこの時点では受け入れておりませんことから、収納率が低くなっております。

28ページ、18款、繰入金は、特別会計の繰入金、基金繰入金、財産区からの繰入金で、総額2億6,762万2,180円を受け入れております。

また、19款、前年度繰越金は、1億3,354万6,970円となったところでございます。

以上が、歳入決算の概要でございます。

最下段の歳入予算額43億1,098万円、調定額21億8,069万5,275円、収入済額19億5,664万5,911円、収入未済額2億2,404万9,364円となったところでございます。

続きまして、歳出決算でございますが、まず38ページの1款、議会費でございますが、3,728万2,161円を支出いたしております。人件費のほか、議会運営、議会活動に要した経費でございます。

40ページからの2款、総務費でございますが、その主なものいたしまして、少しペー

ジをめぐっていただきまして、47ページ、中段、5目、財産管理費、工事請負費では、旧JA三ノ宮倉庫を三ノ宮農業づくり協議会事務所とするための改修工事が1件、136万5,000円を支出いたしております。電気工事とか外装工事代は含まれておりませんので、この後の工事となっております。

その下の公有財産購入費は、旧JA松山機械センターの土地、家屋を取得し、農業公社の事務所として活用するものでありまして、3,848万6,814円を支出いたしております。

50ページでございますが、上段の8目、交通対策費では、町営バス運行事業特別会計の方に1,036万2,000円を繰り出し、9目、グリーンランド振興費委託料では、グリーンランドみずほ管理運営委託料として2,500万円を執行いたしております。

52ページ、上段の11目の合併推進費でございますが、合併に要する経費でありまして、瑞穂町は合併事務経費を担当いたしまして、公印とか、町旗、封筒印刷作成などに要した経費としまして425万3,303円を支出いたしております。

62ページからの3款、民生費でございますが、そこからまた少しページをめぐっていただきまして、65ページ、1目、社会福祉総務費、負担金・補助及び交付金では、社会福祉協議会運営補助金700万6,000円、それから民生児童委員協議会活動補助金に286万6,000円などを合わせて、1,197万9,788円を執行いたしております。

66ページ、中段で、2目、障害者福祉費委託料では、共同作業所入所訓練事業委託料622万3,000円、最下段の工事請負費では共同作業所下水道改修工事に420万円、少し飛びまして、69ページ、中段20節の扶助費でございますが、身体障害者に対します各種支援施策に2,645万4,120円を支出いたしております。

少しページをめぐっていただきまして、73ページの最上段の3目、老人福祉費、負担金・補助及び交付金では、シルバー人材センターへの運営補助金として400万円を、その下、繰出金では老人保健特別会計に2,500万円を繰り出しておるところでございます。

74ページ、最下段の2目、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、扶助費では、すこやか手当といたしまして、第3子、月額3,000円が28件、第4子以上の場合は5,000円でございますが、8件、合わせて145万3,000円を支給いたしました。

また、すこやか子育て医療費といたしまして、2,654件、511万6,535円を支出いたしたところがございます。

76ページ、下段の方ですが、4目、児童福祉施設費は、107人の幼児を預かっております松山、梅田、質美、3保育所の人件費なり運営管理に係る経費で、6,619万798

円を執行いたしております。

80ページからの4款、衛生費でございますが、83ページ、下段、1目、保健衛生総務費委託料では、各種検診委託料等に512万4,365円、85ページ、上段、船井郡衛生管理組合火葬場維持管理分担金に134万1,000円を執行いたしております。

86ページ、上段、4目、診療諸費の負担金・補助及び交付金では、南丹病院組合負担金としまして359万7,000円を、病院事業会計運営補助金に1億円、瑞穂病院事業会計補助金利子分といたしまして1,527万5,399円を、その下の投資及び出資金では、病院事業会計出資金として元金分359万377円を執行いたしております。

最下段の2目、清掃費、負担金・補助及び交付金では、船井郡衛生管理組合に塵芥処理分として2,524万8,000円を、88ページ、2目のし尿処理費では、し尿処分分といたしまして2,217万3,000円をそれぞれ分担金として支出をいたしております。

88ページでございますが、5款、労働費の主なものといたしましては、内職友の会運営経費128万5,000円であります。現在、60名程度の会員で、和裁を中心に仕事をされておられるように伺っております。

90ページからの、6款、農林水産業費では、93ページ、最下段でございますが、3目、農業振興費、使用料及び賃借料のイベント機材借上料105万円は、例年秋に開催してございました瑞穂まつりを、8月17日の納涼大会に合わせ、前倒して実施したものでございます。

また、95ページ、瑞穂町農業公社運営補助金として2,400万円を執行いたしております。

94ページ、最下段、4目、畜産業費、工事請負費では、共同飼育舎解体工事に49万9,800円を執行いたしております。公設民営の施設でありましたが、合併を機に壊し、その土地を所有者に返還するものであります。

97ページ、上段、負担金・補助及び交付金、瑞穂町堆肥センター改修事業補助金282万4,000円は、23号台風による屋根改修に伴うものでございます。

5目、農地費、負担金・補助及び交付金では、99ページ、最上段でございますが、農業施設維持補修費補助金として、水路、作業道など6件分、328万9,000円を助成し、また土地改良区運営補助金として150万円を助成いたしております。

98ページ、中段の6目、山村振興対策費工事請負費でございますが、集落道の改良工事費として水原地内道路改良に2,772万7,950円を支出いたしたものでございます。

7目、山村開発センター費は、センターの運営管理に要する経費といたしまして438万

6, 664円を、8目、農村情報施設管理費は、CATVに係る運営管理経費として3, 153万1, 300円を支出いたしております。

106ページ、最上段、林業振興費、負担金・補助及び交付金では、有害鳥獣捕獲助成金12万円、瑞穂町森林組合運営補助金600万円、菌床シイタケ栽培農家補助金81万円等を補助いたしております。

その下の7款、商工費でございますが、最下段の2目、商工振興費、負担金・補助及び交付金では、商工会小規模事業経営支援事業補助金として500万円を、108ページ、中段でございますが、3目、観光費委託料では、鍾乳洞公園管理運営委託として協力会に608万2, 056円を、その下の負担金・補助及び交付金では、瑞穂町の納涼大会に100万円を補助いたしたところでございます。

8款、土木費でございますが、全体的に言えますことは、工事等につきましては、入札、発注はいたしておりますものの、この時点では支払いまでには至っていないということから、不用額が大きくなってきております。

112ページ、上段、2目、道路維持費、工事請負費では、町内各所道路舗装等修繕に1, 068万3, 750円を、115ページ、上段、3目の道路新設改良費、工事請負費は、道路改良工事に4, 782万7, 550円を、道路拡幅に伴う土地購入費1, 012万6, 530円などを執行いたしたものでございます。

116ページ、下段の2目の住宅建設費、工事請負費では、三ノ宮地区の町営住宅建築工事として6戸分、6, 957万1, 600円を、そのほか、道路とか築山等、関連工事に2, 449万4, 400円を支出いたしております。

9款、消防費につきましては、最下段、1項、消防費、1目、常備消防費として、京都中部広域消防組合に、ルールに基づきまして4, 410万円を負担いたしたところでございます。

次に、120ページからの教育費でございますが、4小学校、1中学校、それぞれ学校運営管理、教育振興に要した経費でございまして、特色ある学校づくりに努めたところでございます。

141ページをごらんください。

4項、社会教育費、2目、公民館費では、町内各公民館の運営管理に関する経費でございまして、中段の委託料では、4公民館での各教室、運動会、敬老会事業などの活動のために439万6, 000円を支出いたしております。

また、その下の工事請負費では、三ノ宮基幹集落センターの下水道改修工事に1, 207

万5,000円を執行いたしております。名称は公民館ではございませんが、地域の文化振興活動の拠点として公民館機能を果たしていることから、本科目で執行いたしているものがございます。

144ページ、上段、2目、体育施設費工事請負費では、三ノ宮農村公園グラウンド改修工事として、水はけ、表土の入れかえを行い、399万円を執行いたしております。

同じく、144ページの11款、災害復旧費の1億3,950万円1,186円は、一昨年10月に発生いたしました台風23号によります道路、農地、農業用施設等の災害復旧に執行いたしました。工事費にいたしまして、約35%の執行となっており、後は新町に引き継いでおるところでございます。

146ページ、12款、公債費の2億5,475万2,063円につきましては、それぞれ長期資金の元利償還をいたしたものでございます。

以上が、一般会計歳出決算の概要でございます。

最下段、歳出予算総額43億1,098万円、支出済額18億7,332万2,686円、不用額24億3,765万7,314円となりました。

以上、まことに簡単ではございますが、瑞穂町一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 説明の途中なんですけれども、ここで暫時休憩といたします。

再開は、1時30分までとしまして、その間、休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成17年度瑞穂町国民健康保険特別会計から、決算書についての説明を求めます。

寺井収入役職務代理。

○収入役職務代理（寺井行雄君） それでは、続きまして、認定第11号 平成17年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

まず、事業勘定からでございますが、181ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額2億2,906万691円、歳出総額2億1,270万4,486円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,635万6,205円の黒字決算となっております。

瑞穂町の国民健康保険加入世帯は、9月末で1,231世帯、被保険者数は2,387人でございます。

それでは、少しページを戻していただきまして、164ページの歳入の事項別明細から説明をさせていただきます。

国保会計の主な収入の財源となっております1款、国民健康保険料は、調定額1億6,992万9,224円、収入済額7,335万6,925円、収入未済額9,657万2,299円となっております、収納率は43.2%で、半年間の収納をいたしておるところでございます。

そのほか、国保に関します主な収入といたしましては、3款、国庫支出金の5,024万7,000円、次のページの4款、府支出金81万9,530円、5款、療養給付費交付金で3,811万1,000円、6款、共同事業であります高額医療費に対する交付金といたしまして470万6,911円、8款、繰入金5,418万5,000円などがございます。

その繰入金の主な内訳でございますが、一般会計からの繰り入れが3,500万円と、168ページになりますが、基金からの繰り入れが1,918万5,000円となっております。

以上、これらを主な収入といたしまして、最下段でございますが、調定額4億2,445万6,050円、収入済額2億2,906万691円、収入未済額1億9,539万5,359円となったところでございます。

続きまして、次のページの歳出でございます。

主なものといたしましては、172ページ、2款、保険給付費でございますが、1億4,290万293円、そのうち療養諸費に1億2,619万1,394円、2項の高額療養費に1,555万1,101円を執行いたしております。

そのほかの歳出といたしましては、174ページの3款、老人保健拠出金に4,072万1,092円、176ページの4款、介護納付金に1,638万8,651円、その下の共同事業拠出金では、高額医療に655万6,246円などを支出いたしております。

以上、これらを主な支出といたしまして、178ページの最下段でございますが、歳出予算額4億9,221万6,000円、支出済額2億1,270万4,486円、不用額2億7,951万1514円となったところでございます。

続きまして、183ページからの直営診療施設勘定でございます。

197ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1,340万8,625円、歳出総額1,174万7,973円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに166万652円の黒字決算となりました。

17年度の質美診療所の状況でございますが、週3日、それぞれ半日の診療で、診療実日

数76日、診療延べ患者数1,844人、1日平均患者数が24人、1日平均診療収入は15万1,616円、1件当たりの平均診療費は1万669円となっております。

それでは、188ページからの収入でございますが、収入の大部分を占めます1款、診療収入では819万6,663円を、4款、繰入金では、事業勘定より運営費として190万円の受け入れをいたしております。

これらを主な収入といたしまして、190ページ、調定額1,340万8,895円、収入済額1,340万8,625円で、収入未済額は270円となっております。

続きまして、192ページの歳出でございますが、1款、総務費におきましては、週3日の診療にかかります医師、看護師、事務員の人件費、診療所の運営管理経費でございます、697万7,763円を、194ページ、2款、医療費では、医薬材料などに477万210円を支出いたしております。

これらを主な支出といたしまして、歳出予算額2,664万8,000円、支出済額1,174万7,973円、不用額1,490万27円となりました。

以上、瑞穂町国民健康保険特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第12号 平成17年度瑞穂町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

213ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億2,298万4,068円、歳出総額3億1,020万4,426円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,277万9,642円の黒字決算となりました。

瑞穂町の老人保健医療対象者は、65歳から74歳までが36人、75歳以上が1,066人でございます。

それでは、また戻っていただきまして、206ページからの歳入でございます。

1款、支払基金交付金では、主に医療費交付金といたしまして1億8,303万9,568円を、2款、国庫支出金では、医療費国庫負担金といたしまして9,783万8,000円を、3款、府支出金では、医療費府負担金として1,664万円を受け入れ、4款、繰入金では、一般会計から2,500万円を医療費繰入金として受け入れております。

以上、これらを主な収入といたしまして、208ページ、最下段でございますが、調定額3億2,298万4,068円、収入済額3億2,298万4,068円となったところでございます。

続きまして、210ページからの歳出でございます。

同じページの210ページの1款、医療費、1目、療養諸費では、現物給付分、現金支給

分、審査支払委託料を合わせまして3億711万8,943円を支出いたしております。

この医療費諸費が、老人保健特別会計歳出の大部分でありまして、最下段でございますが、歳出予算額7億4,146万円、支出済額3億1,020万4,426円、不用額4億3,125万5,574円となったところでございます。

以上、まことに簡単ですが、瑞穂町老人保健特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第13号 平成17年度瑞穂町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算について、説明させていただきます。

まずは、227ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,383万9,120円、歳出総額2,304万1,383円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに79万7,737円の黒字決算となっております。

17年4月から合併までの10月10日までの間に、瑞穂町におけます5路線の乗車数は2万5,271人となっております。児童・生徒の通学によります利用が大半を占めておるところでございます。

少し戻っていただきまして、220ページの歳入より説明申し上げます。

1款、事業収入では、873万8,171円で、半年間の運賃収入でございます。

4款、繰入金1,436万2,000円の内訳は、一般会計からの繰り入れが1,036万2,000円と、町営バス運行事業基金からの400万円の繰り入れを行ったものでございます。

以上、これらを主な収入といたしまして、最下段でございますが、調定額2,406万1,570円、収入済額2,383万9,120円、収入未済額22万2,450円となったところでございます。

続きまして、222ページからの歳出でございます。

1款、事業費といたしましては、人件費なり事務所の運営経費に2,152万3,981円を、224ページ、2款、公債費では、長期資金の償還元利分でございます。151万7,402円を支出いたしております。

これらを主な支出といたしまして、最下段でございますが、歳出予算額4,341万2,000円、支出済額2,304万1,383円、不用額といたしまして2,037万617円となったところでございます。

以上、瑞穂町町営バス運行事業特別会計決算の説明にかえさせていただきます。

続きまして、認定第14号 平成17年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

まずは、251ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億7,100万1,547円、歳出総額1億5,892万583円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,208万964円の黒字決算となったところでございます。

現状といたしましては、第1号被保険者が1,645人で、総人口に占める割合は31.2%となっております。要介護認定者数は、2号被保険者を含めまして278人となっております。また、居宅サービス、施設サービスの利用者は209人となっております、サービス利用割合は75.2%になっているところでございます。

それでは、少し戻っていただきまして、238ページでございます。

歳入でございますが、1款、保険料では、現年度、過年度分を含めまして2,629万6,000円を収納いたしております。ほかには、3款、国庫支出金5,386万7,000円、4款、支払基金交付金5,561万5,000円、5款、府支出金1,922万9,000円などを含めまして、240ページの最下段でございますが、調定額3億8,963万9,986円、収入済額1億7,100万1,547円、収入未済額2億1,863万8,439円となりました。

続きまして、242ページからの歳出でございますが、244ページ、2款、保険給付費に1億5,008万9,959円を支出いたしております。その内訳といたしましては、介護サービスの1億4,561万1,025円、246ページ、支援サービスの416万7,667円、高額介護サービスの6万7,972円でございます。

248ページ、4款、基金積立金の200万円は、介護給付費準備基金でございます。

これらを主な支出といたしまして、最下段、歳出予算額3億9,970万4,000円、支出済額1億5,892万583円、不用額2億4,078万3,417円となったところでございます。

以上、瑞穂町介護保険特別会計決算の説明とかえさせていただきます。

続きまして、認定第15号 平成17年度瑞穂町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

269ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億419万4,856円、歳出総額9,634万5,144円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに784万9,712円の黒字決算となったところでございます。

瑞穂町の農業集落排水事業は、下大久保、質美、梅田の3処理区でございまして、総数459世帯のうち、水洗化を終えているのが374世帯でありまして、水洗化率は81.5%となっております。

また、合併処理浄化槽の対象世帯は689世帯、対象人口1,786人でございまして、69.6%の水洗化率になっております。

それでは、少しページを戻っていただきまして、258ページの歳入から申し上げます。

1款、分担金及び負担金では、農業集落排水事業並びに浄化槽市町村整備推進事業分担金といたしまして、1,011万円を受け入れております。

2款、使用料及び手数料の1,287万6,500円は、合併までの農業集落排水並びに合併浄化槽の使用料でございます。

そのほか、6款、繰入金では、8,000万円を一般会計より繰り入れをいたしております。

以上、これらを主な収入といたしまして、260ページでございますが、調定額1億988万3,156円、収入済額1億419万4,856円、収入未済額568万8,300円となったところでございます。

続きまして、262ページからの歳出でございます。

2項、施設管理費では、農業集落排水施設、合併浄化槽の維持管理に1,135万394円を支出いたしてしております。中でも、光熱水費、汚泥引き抜きなり、清掃委託が高額となっているところでございます。

266ページ、2目、浄化槽市町村整備推進施設費、工事請負費でございますが、2,607万9,000円は、平成15年から実施をしております浄化槽市町村整備推進事業に基づき、17年度分として、上大久保地区ほか4件の浄化槽設置工事を行ったものでございます。

3款、公債費4,894万5,189円につきましては、長期資金の元利償還金で支払ったものでございます。

これらを主な支出といたしまして、歳出予算額2億1,626万2,000円、支出済額9,634万5,144円、不用額1億1,991万6,856円となったところでございます。

以上、瑞穂町農業集落排水事業特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第16号 平成17年度瑞穂町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、説明させていただきます。

289ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億5,377万8,880円、歳出総額1億2,692万2,586円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,685万6,294円の黒字決算となっております。

瑞穂町の公共下水道の処理区域の世帯は773世帯、人口にして2,123人でありまして、水洗化率としましては67.7%となっているところでございます。

それでは、またページを少し戻っていただきまして、278ページ、歳入より説明させていただきます。

1款、分担金及び負担金では、施設費分担金といたしまして2,440万5,300円を受け入れております。

2款、使用料及び手数料の1,106万350円は、半年間の下水道の使用料でございます。

また、6款、繰入金といたしまして、5,170万円の基金繰り入れをいたしております。

以上、これらを主な収入といたしまして、280ページ、最下段でございますが、調定額1億5,461万5,380円、収入済額1億5,377万8,880円、収入未済額83万6,500円となったところでございます。

続きまして、282ページからの歳出でございます。

中段、2目、施設管理費では、処理施設の維持管理に587万4,874円を、284ページ、2款、事業費では、人件費、事務費等、管渠工事等に3,774万304円を執行いたしております。

中でも、工事請負費においては、三ノ宮地区第6工区の管渠工事1,167万円をはじめといたしまして、三ノ宮のポンプ設置工事、井脇地区の公共ます設置工事など5件、総額1,468万3,700円を執行いたしたところでございます。

286ページ、3款、公債費の8,314万9,371円は、長期資金の元利償還分でございます。

以上、これらを主な支出といたしまして、最下段でございますが、歳出予算額3億115万3,000円、支出済額1億2,692万2,586円、不用額1億7,423万414円となったところでございます。

以上、瑞穂町特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第17号 平成17年度瑞穂町国民健康保険瑞穂病院事業会計決算報告につきまして、説明させていただきます。

それでは、まず296ページの収益的収入及び支出についてでございます。

まず収入でございますが、第1款、病院事業収益は4億6,480万6,185円となりまして、その内訳としましては、第1項、医業収益3億4,377万4,342円、第2項、医業外収益1億2,103万1,843円となっております。

詳細につきましては、311ページの収益費用明細書をごらんいただきたいと思ひます。
311ページの収益費用明細書でございますが。

なお、先ほど見ていただきました296ページの決算報告書につきましては、消費税を含んだ金額であります、このページの明細書の金額には消費税が含まれておりません。ご了解願ひたいと思ひます。

それでは、病院事業収益でございますが、医業収益では、入院収益1億3,831万8,262円で、一般病棟、療養病棟、延べ7,862人分の入院収入でございます。

次の外来収益は、主に外来患者、延べ2万41人からの収益でございます。

その他、医業収益は、個室使用料、文書料、健診料など、1,489万3,200円となっております。

次の医業外収益では、他会計負担金の1億1,886万5,776円は、一般会計から運営補助金として1億円、企業債利息分として1,886万5,776円を受け入れたものでございます。

そのほか、患者外給食収益108万1,789円、その他、医業外収益として、電気、電話使用料など、98万359円などがございます。

以上、これらを主な収入といたしまして、収益合計4億6,397万2,924円となっております。

また、元の296ページをごらんください。

支出の部でございますが、第1款、病院事業費用が3億9,248万4,686円となりまして、その内訳としましては、第1項、医業費用が3億7,604万6,854円、第2項、医業外費用が1,643万7,832円となっております。

それでは、またページをめくっていただきまして、312ページになります。

病院事業費用といたしまして、医業費用では、給与費は、医師、看護師、技師、事務員の給料、手当、嘱託、臨時職員の賃金等で1億8,555万69円、材料費は、医薬品、診療、給食材料費で1億1,060万3,728円、経費につきましては、病院維持管理経費、事務費などに4,091万4,069円を、その他、減価償却費、医師の研究研修費に3,163万2,042円を支出いたしまして、医業費用総額、最上段になりますが、3億6,869万9,908円となったところでございます。

医業外費用につきましては、支払利息及び企業取扱諸費として、企業債利息に1,527万5,399円、繰延勘定償却656万9,038円を含みます、総額2,295万1,517円となっております。

以上、費用合計3億9,165万1,425円となりまして、収支の差し引き7,232万1,499円の黒字となりました。

ページをまた戻っていただきまして、297ページでございますが、資本的収入及び支出でございます。

収入では、他会計出資金359万377円と寄附金1,000万円などの総額1,764万7,000円を受け入れております。

支出におきましては、企業債償還金に359万377円を支出いたしております。

また、詳細資料を添付しておりますので、お目通しをいただければと思います。

以上、まことに簡単ですが、瑞穂町国民健康保険瑞穂病院事業会計の決算報告とさせていただきます。

続きまして、認定第18号 平成17年度瑞穂町桧山財産区特別会計歳入歳出決算についてでございます。

まず、327ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,751万8,605円、歳出総額881万7,630円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに870万975円の黒字決算となっております。

また少しページを戻っていただきまして、320ページ、歳入でございますが、1款、財産収入1,388万954円でございます。ゴルフ場の土地貸付料1,305万8,000円、無線基地の土地貸付料15万円などが主なものでございます。

以上、これらを主な収入といたしまして、調定額1,751万8,605円、収入済額、同じく1,751万8,605円となったところでございます。

322ページ、歳出でございますが、1項、総務管理費、1目、一般管理費では、管理会役員の報酬、管理会事務経費として62万7,065円、324ページ、3目、諸費では、財産区内の老人会、婦人会、保育所父母の会などへの活動助成や、桧山地域振興対策補助金などに584万2,000円を、繰出金では、公民館事業への繰り出し、小学校遠距離通学費への繰り出し、公民館水洗化事業分担金への繰り出しなど、198万405円を執行いたしております。

以上、最下段、歳出予算額1,962万4,000円、支出済額881万7,630円、不用額1,080万6,370円となったところでございます。

以上、桧山財産区特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第19号 平成17年度瑞穂町梅田財産区特別会計歳入歳出決算について、説明させていただきます。

まず、343ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億3,748万3,486円、歳出総額1億1,552万6,542円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,195万6,944円の黒字決算となったところでございます。

再びページを戻っていただきまして、336ページ、歳入でございますが、歳入の大きなものとしましては、2款、繰入金1億1,551万1,000円で、財政調整基金からの繰入金でございます。

ほかに、1款、財産収入は、区、個人、NTT、KDDI等に貸し付けております土地の貸付収入や土地売払収入など、2,110万8,785円でございます。

以上、これらを主な収入といたしまして、最下段でございますが、調定額1億4,417万3,292円、収入済額1億3,748万3,486円、収入未済額668万9,806円となりました。

続きまして、歳出でございますが、338ページ、3目、諸費では、梅田地区各団体への補助や、地域活性化事業補助金として、地区内8区に対して、貸付面積に応じて総額1億451万1,000円を助成いたしております。

以上、これらを主な支出といたしまして、最下段、歳出予算額1億4,515万4,000円、支出済額1億1,552万6,542円、不用額2,962万7,458円となりました。

以上、まことに簡単ですが、梅田財産区特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第20号 平成17年度瑞穂町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、説明申し上げます。

359ページでございます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額619万2,606円、歳出総額176万3,404円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに442万9,202円の黒字決算となりました。

戻っていただきまして、352ページからの歳入でございますが、1款、財産収入におきましては、マツタケ等、採取権収入に69万5,000円、2款、繰入金の500万円は、財政調整基金繰入金でございます。

以上、これらを主な収入といたしまして、調定額619万2,786円、収入済額619万2,606円、収入未済額180円となりました。

354ページの歳出におきましては、財産区管理会の運営管理を主なものといたしまして、

93万3,404円を、356ページ、負担金・補助及び交付金では、保育所父母の会など団体に53万円を補助いたしております。

これらを主な支出といたしまして、最下段、歳出予算額1,210万円、支出済額176万3,404円、不用額1,033万6,596円となりました。

簡単ですが、三ノ宮財産区特別会計決算の説明とさせていただきます。

引き続きまして、認定第21号 平成17年度瑞穂町質美財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

375ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額269万2,334円、歳出総額221万9,409円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに47万2,925円の黒字決算となったところでございます。

再びページを戻っていただきまして、368ページからの歳入でございます。

1款、財産収入では、区への土地貸付による収入などに80万8,958円、2款、繰入金114万円は、管理運営基金からの繰り入れでございます。

以上、これらを主な収入といたしまして、最下段、調定額269万2,334円、収入済額269万2,334円となりました。

次のページの歳出でございますが、2目、財産管理費、繰出金の75万7,994円は、公有林整備事業債繰出金で、3目、諸費では、質美地域振興協議会をはじめ、各団体への助成として20万円を、繰出金では、公民館事業への繰り出しに30万円、小学校遠距離通学費繰出金として5万円などを支出をいたしております。

372ページ、最下段、歳出予算額478万6,000円、支出済額221万9,409円、不用額256万6,591円となりました。

以上、まことに簡単ではございますが、質美財産区特別会計決算の説明とさせていただきます。

それでは、続きまして、和知町の決算でございますので、ご準備をお願いいたします。

認定第22号 和知町一般会計歳入歳出決算につきまして、その概要を説明させていただきます。

まず、130ページでございます。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額16億3,886万8,101円、歳出総額15億4,257万1,588円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、9,629万6,513円の黒字決算となりました。

それでは、ページをずっと戻っていただきまして、12ページからの事項別明細書によりまして、歳入から款を追いまして説明申し上げます。

1 款の町税でございますが、年間の調定額 2 億 9, 6 9 4 万 4, 8 1 3 円に対しまして、収入済額 2 億 7 2 5 万 7, 2 0 4 円、収入未済額は 8, 9 6 8 万 7, 6 0 9 円でありまして、収納率は 6 9. 8 %となっております。

2 0 ページ、1 3 款、国庫支出金、及び 2 4 ページ、1 4 款、府支出金につきましては、一部は収入済みとなっておりますものの、事業が途中でありますことから、国・府の負担金、補助金、委託金はこの時点では受け入れてはおりません。

2 8 ページ、1 7 款、繰入金では、2 億 4, 8 1 5 万 4, 0 0 0 円の予算に対しまして、2 億 1 5 万 4, 0 0 0 円を受け入れております。中山間ふるさと水と土保全基金など予算計上いたしておりましたが、この時点では未収ということになっております。

3 2 ページの 2 0 款、町債につきましても、1 0 億余り予算計上いたしておりましたが、この決算時期には受け入れておりませんので、未収ということになっております。

以上が、歳入決算の概要でございます。

3 4 ページ、最下段でございますが、歳入予算額 4 3 億 3, 1 7 9 万 6, 0 0 0 円、調定額 1 7 億 2, 9 6 4 万 5, 6 9 0 円、収入済額 1 6 億 3, 8 8 6 万 8, 1 0 1 円、不納欠損額 4, 0 0 0 円、収入未済額 9, 0 7 7 万 3, 5 8 9 円となりました。

続きまして、歳出でございますが、まず 3 6 ページの 1 款、議会費でございますが、支出済額が 2, 9 8 0 万 1, 0 2 9 円でございますが、人件費のほか、議会運営なり議会活動に要した経費でございます。

3 8 ページからの、2 款、総務費でございますが、主なものとしたしましては、4 1 ページ、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費、中段でございますが、委託料では区長会研修委託料に 1 0 9 万 9, 0 0 0 円を、庁舎電算機器保守委託に 1 1 8 万 1, 5 6 5 円などを執行いたしております。

また、4 5 ページ、5 目、財産管理費の上段の方ですが、公有財産購入費では、管理者不在となりました建物を 1 5 0 万円で取得し、特産加工グループ「いきいきクラブ」に貸し付けをいたしております。

6 目、活性化対策費、旅費 2 7 6 万 4, 5 4 0 円は、1 1 回目を迎えました中学生交流事業で、ニュージーランドに派遣をした 7 名分の経費でございます。

1 5 目、工事請負費は、水車小屋新築工事費として 4 7 0 万 8, 2 0 0 円を執行いたしております。これは、和知北部地区の活性化事業の一環として、仏主地内に設置をしたものでございます。

4 8 ページ、2 0 目、市町村合併推進費、備品購入費でございますが、電算機器といたし

まして、パソコン、サーバー等、407万3,685円で整備をしたものでございます。

53ページの中段、2項、徴税費、2目、賦課徴税費では、委託料として公図修正業務委託なり、地番図変換業務委託などに44万892円を執行いたしております。

58ページからの、3款、民生費でございますが、主なものといたしましては、61ページ、下段、1目、社会福祉総務費、負担金・補助及び交付金では、民生児童委員協議会活動助成に277万3,120円を、63ページの中段でございますが、社会福祉協議会にボランティアコーディネーター設置によります運営補助250万円、それから、社会福祉推進事業補助金として、共同作業所ともどもの職員設置によります運営助成400万円等を助成しております。

67ページの下段、3目、老人福祉費、扶助費では、家族介護支援対策助成として、町独自の取り組みとしてのおむつ券など、158万9,464円を支出し、69ページの上段、繰出金では、介護保険特別会計に650万円を繰り出しております。

70ページ、2目、児童措置費では、80名の園児を預かります「和知エンジェル」の人員費、運営管理に要する経費として、4,708万2,960円を執行いたしております。

74ページ、4款、衛生費、79ページになりますが、2目、予防費、委託料では、健康診査、がん検診事業委託に1,360万4,092円を、負担金・補助及び交付金では南丹病院組合分担金といたしまして273万5,000円を、3目の最下段でございますが、環境衛生費、負担金・補助及び交付金では、船井郡衛生管理組合賦課分担金4,098万6,000円を執行いたしております。

82ページでございます。少し飛びます。

8目、生活排水事業費、負担金・補助及び交付金は、合併処理浄化槽設置補助として、5人槽6基、7人槽4基分でありまして、その3分の1であります379万6,000円を助成いたしましたものでございます。

84ページからの、6款、農林水産業費でございます。

87ページ、農業振興費、委託料では、有害鳥獣防除施設設置委託料として、ネット、フェンス設置を545万3,700円で受託センターに委託をしたものでございます。

また、道の駅「和」維持管理委託に150万円、山野草の森管理委託に1,500万円を、それぞれ第三セクター契約に基づきまして支出をいたしております。

89ページ、最上段でございますが、地域農業推進農業機械等整備補助金119万6,000円は、共同での機械購入助成に要したもので、2件に対して交付をいたしましたものでございます。

91 ページ、上段、工事請負費でございますが、農林業体験公園施設建築工事に要したものでございます。

現在、長瀬区において府営事業として取り組まれております仮称向山大橋のふもとに集客施設として設置いたしましたもので、3,344万8,150円を執行いたしております。

橋梁につきましては、現在も工事中ではございますが、体験公園は既に完成いたしております。

93 ページ、中段、2項、林業費、2目、林業振興費の工事請負費でございますが、フォレストコミュニティ林道峰線開設工事費として6,516万3,000円を執行いたしております。

また、KDDI 道路災害復旧工事に1,119万9,300円でございますが、これはKDDI の管理道が台風23号により被災したことで、町が工事を施工し、その工事代金をKDDI より受け入れるものでございます。

94 ページの7款、商工費でございますが、2目、商工業振興費、負担金・補助及び交付金では、商工会育成事業補助金として550万円を、3目、観光費、負担金・補助及び交付金では、ふるさと祭りの補助金として80万円を実行委員会に助成をいたしております。

8款、土木費でございますが、全体的に言えますことは、工事等につきましては、入札、発注等はいたしておりますものの、支払いまでには至っていないということから、不用額が大きくなっている現状でございます。

98 ページ、2項、2目、道路維持費、工事請負費でございますが、町道大迫上乙見線維持修繕工事ほか3件で107万5,200円を、101 ページの中段、3目、道路新設改良費、工事請負費は、ちょうど同じく町道大迫上乙見線道路改良工事としまして3,911万400円をはじめ、総額4,451万3,700円となったところでございます。

103 ページの中段、4項、1目、住宅管理費、工事請負費でございますが、木ノ上団地住宅3戸と集会所の建築工事に1億1,382万円を支出いたしております。

9款、消防費でございます。105 ページ、下段、1項、消防費、1目、常備消防費、負担金・補助及び交付金では、ルールに基づきまして、京都中部広域消防組合に3,810万円を負担いたしております。

その下の10款、教育費でございますが、小学校、中学校では学校管理運営並びに教育振興に要した経費の支出でございまして、特色ある学校づくりに執行いたしましたものでございます。

122 ページ、5項、社会教育費、6目、保健体育費、学校給食センター運営費は、小学

生200人、中学生102人と、教職員の給食調理に必要なセンター運営管理に947万146円を執行いたしましたものでございます。

124ページ、11款、災害復旧費の2億596万4,707円につきましては、一昨年の10月に発生しました台風23号によります道路、農地、農業用施設の災害復旧に執行いたしましたものでございます。工事費にいたしまして、80%の執行となっております。

特に、126ページ、3目、現年発生林道災害復旧事業費、工事請負費では、林道仏主線第2工区災害復旧工事932万5,050円をはじめ、15件で8,210万4,750円を要しております。

その他、災害復旧工事につきましては、お手元の事業報告書にも示しておりますので、またお目通しをいただきたいと思っております。

12款、公債費でございますが、支出済額3億3,552万8,431円となりました。それぞれ借入金の元利償還をいたしましたものでございます。

以上が、一般会計歳出決算の概要でございます。

128ページ、最下段、歳出予算総額43億3,179万6,000円、支出済額15億4,257万1,588円、不用額27億8,922万4,412円となったところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、和知町一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第23号 平成17年度和知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

160ページでございますが、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億4,244万6,224円、歳出総額2億2万7,557円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに5,758万1,333円の赤字決算となりました。

145ページをごらんください。

この赤字額につきましては、今回の合併の事由により生じた債務でございまして、このため、増額の5,758万1,333円を一時借入を行い、充用して執行いたしましたものでございます。

それでは、146ページ、歳入から説明させていただきます。

和知町の国民健康保険加入世帯は、9月末で1,038世帯、被保険者数は1,973人でございます。

国保会計の主な歳入の財源となっております1款、国民健康保険料は、調定額6,741

万6, 625円、収入済額5, 393万2, 349円、不納欠損額77万円、収入未済額1, 271万4, 276円となっております。不納欠損につきましては、平成11年以前分で、6件分措置させていただきました。

そのほか、国保に関する主な収入といたしましては、2款、国庫支出金4, 010万6, 000円、3款、療養給付費交付金3, 513万2, 000円、148ページ、5款、共同事業であります高額医療費に対する交付金といたしまして、136万1, 502円などがございます。

以上、これらを主な収入といたしまして、150ページ、調定額1億5, 593万4, 049円、収入済額1億4, 244万6, 224円、不納欠損額77万円、収入未済額1, 271万7, 825円となったところでございます。

続きまして、次のページからの歳出でございます。

主なものといたしましては、2款、保険給付費に1億2, 903万5, 023円、そのうち療養諸費に1億1, 268万9, 239円、154ページ、2項、高額療養費に1, 418万1, 886円を支出いたしております。

そのほか、156ページ、3款、老人保健拠出金に3, 059万4, 714円、4款、介護納付金に1, 222万3, 309円、その下の共同事業拠出金では、高額医療に493万8, 734円などを支出いたしました。

これらを主な支出といたしまして、158ページ、歳出予算額4億2, 952万4, 000円、支出済額2億2万7, 557円、不用額2億2, 949万6, 443円となりました。

以上、まことに簡単ではございますが、和知町国民健康保険事業特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第24号 平成17年度和知町国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

178ページでございますが、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が1億3, 630万6, 794円、歳出総額1億7, 850万3, 734円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに4, 219万6, 940円の赤字決算となりました。

これにつきましても、167ページでございますが、ここに示しておりますこの赤字額は、合併の事由により生じた債務であります。このため、同額の4, 219万6, 940円を一時借入を行い、充用して執行したものであります。

17年度の和知診療所の状況でございますが、診療実日数129日、延べ外来患者数1万1, 103人、1日平均外来患者数は86人で、1日平均外来診療収入は83万6, 334

円、延べ入院患者数は15.5人、1日平均入院診療費は16万7,878円となっております。

次に、168ページの歳入でございますが、収入の大部分を占めます1款、診療収入は、1億409万2,883円でありました。

170ページ、5款、繰入金は、国保会計より2,000万円を繰り入れたものでございます。

以上、これらを主な収入といたしまして、調定額1億3,786万5,194円、収入済額1億3,630万6,794円、不納欠損額2万7,470円、収入未済額153万930円となりました。

続きまして、172ページからの歳出でございますが、1款、総務費では、医師、看護師、事務員等の人件費、診療所管理運営経費でございますが、1億1,881万6,373円を、172ページ、2款、医業費では、医薬材料に4,266万2,078円を、それから、備品購入の525万円でございますが、これにつきましてはX線撮影装置を設置いたしましたものでございます。

これらを主な支出といたしまして、176ページ、最下段でございますが、歳出予算額3億9,644万9,000円、支出済額1億7,850万3,734円、不用額2億1,794万5,266円となりました。

以上、まことに簡単ですが、和知町国民健康保険診療施設特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第25号 平成17年度和知町国民健康保険歯科診療施設特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

194ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,564万4,713円、歳出総額3,775万611円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,210万5,898円の赤字決算となりました。

185ページをごらんください。

先ほどと同じことでございますが、この赤字額は合併の事由により生じた債務でございます。このため、同額の1,210万5,898円を一時借入を行い、充用して執行いたしましたものでございます。

17年度の和知歯科診療所の診療状況でございますが、診療実日数が129日、延べ患者数4,182人、1日平均患者数は32人、1日平均診療収入としては22万1,585円となっております。

次に、186ページに戻っていただきますが、歳入でございますが、収入の大部分を占めます1款、医療収入、1項、歯科収入では、国保、社会保険、老人保健診療収入の1,431万2,176円を含め、2,424万8,703円を受け入れております。

また、188ページ、3款、繰越金125万3,733円は、前年度からの繰越金でございます。以上、これらを主な収入といたしまして、調定額2,564万4,713円、収入済額も同じく2,564万4,713円となりました。

続きまして、190ページからの歳出でございます。

1款、歯科施設費、1目、歯科施設管理費、1目、一般管理費では、歯科医師、技工士などの人件費、診療所管理運営経費で、3,774万8,622円を執行いたしております。

192ページ、2目、医療用器械器具費では、歯科診療代300万円で設置をいたしたものでございます。

これらを主な支出といたしまして、最下段でございますが、歳出予算額7,414万8,000円、支出済額3,775万611円、不用額3,639万7,389円となったところでございます。

以上、まことに簡単ですが、和知町国民健康保険歯科診療施設特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第26号平成17年度和知町簡易水道維持管理特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

212ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5,280万9,546円、歳出総額1億4,625万5,167円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに9,344万5,621円の赤字決算となりました。

201ページをごらんください。

先ほどと同様、この赤字額は合併の事由により生じた債務でございます。このため、同額の9,344万5,621円を一時借入を行い、充用して執行いたしたものでございます。

和知町では、14の水道施設を5水源、5浄水場、配水系統に統合する事業に取り組み、平成24年度の事業完成を目指して、現在も工事を継続実施をいたしているところでございます。

和知町簡易水道施設の給水人口は3,939人で、給水戸数1,754戸でございます。

それでは、202ページの歳入でございますが、2款、使用料及び手数料、1項、使用料は、現年度、過年度分を合わせた水道使用料として5,057万9,860円が大部分でありまして、204ページ、最下段、調定額5,503万4,386円、収入済額5,280

万9, 546円、不納欠損額14万7, 180円、収入未済額207万7, 660円となったところでございます。

続きまして、206ページからの歳出であります。1款、水道管理費では、人件費、事務費を主なものといたしまして、委託料では電気設備保守委託、浄水機交換委託料などの84万4, 500円を含め、総額2, 224万5, 946円を、208ページ、2款、施設費、工事請負費では、和知簡易水道改良工事として4件の工事代金1億107万4, 750円を執行いたしました。

これらを主な支出といたしまして、210ページ、最下段、歳出予算額5億9, 121万5, 000円、支出済額1億4, 625万5, 167円、不用額4億4, 495万9, 833円となりました。

以上、まことに簡単ではございますが、和知町簡易水道維持管理特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩いたします。2時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時50分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

寺井収入役職務代理からの説明を求めます。

○収入役職務代理（寺井行雄君） それでは、続きまして、認定第27号 平成17年度和知町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

224ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億1, 271万4, 594円、歳出総額2億3, 119万1, 848円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1, 847万7, 254円の赤字決算となりました。

219ページでございますが、この赤字額は合併の事由により生じた債務でございます。このため、同額の1, 847万7, 254円を一時借入を行い、充用して執行いたしましたものでございます。

それでは、220ページ、歳入でございますが、1款、支払基金交付金といたしまして1億3, 011万4, 486円を、2款、国庫支出金では、医療費国庫負担金として7, 052万円を、3款、府支出金では、医療費府負担金といたしまして1, 199万円を受け入れております。

これらを主な収入といたしまして、最下段、調定額2億1, 271万4, 594円、収入済額、同じく2億1, 271万4, 594円となったところでございます。

続きまして、222ページの歳出でございますが、2款の医療諸費、1目、医療給付費では、現物給付分、現金支給分、審査支払委託料合わせまして2億3,096万2,034円を支出いたしております。

これらを主な支出といたしまして、歳出予算額5億1,442万9,000円、支出済額2億3,119万1,848円、不用額2億8,323万7,152円となったところでございます。

以上、まことに簡単ですが、和知町老人保健特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第28号 平成17年度和知町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

244ページの実質収支に関する調書であります。

歳入総額1億9,584万3,495円、歳出総額1億7,029万5,332円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,554万8,163円の黒字決算となりました。

和知町の現状といたしましては、第1号被保険者は1,496人で、総人口に占めます割合は38.4%、要介護認定者は2号被保険者を含めまして277人となっているところでございます。

また、居宅サービス、施設サービスの利用者は210名で、サービス利用割合は75.8%になっております。

それでは、232ページ、歳入より説明させていただきます。

1款、保険料は、現年度、過年度分を含めまして3,009万3,400円を収納いたしております。そのほかには、4款、国庫支出金5,895万円、5款、支払基金交付金5,797万9,000円、6款、府支出金2,219万1,000円などを主な収入といたしまして、234ページの最下段でございますが、調定額1億9,594万7,895円、収入済額1億9,584万3,495円、収入未済額10万4,400円となりました。

続きまして、236ページからの歳出でございます。

238ページでございますが、2款、保険給付費に1億6,569万8,163円を支出いたしております。その内訳といたしましては、介護サービスに1億5,913万8,430円、238ページ、支援サービスに578万538円、次のページの4項、高額介護サービスに57万2,950円などでございます。

これらを主な支出といたしまして、242ページ、歳出予算額4億1,038万3,000円、支出済額1億7,029万5,332円、不用額2億4,008万7,668円となりました。

以上、まことに簡単でございますが、和知町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第29号 平成17年度和知町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

260ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,159万8,891円、歳出総額3,741万2,662円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,581万3,771円の赤字決算となりました。

251ページでございますが、この赤字額は合併の事由により生じた債務でございます。このため、同額の1,581万3,771円を一時借入を行い、充用して執行いたしましたものでございます。

和知町の下水道は、農業集落排水4地区、林業集落排水2地区、簡易排水1地区でありまして、これらの施設の維持管理に予算執行いたしましたものでございます。

それでは、252ページからの歳入でございます。

2款、繰入金として6,372万3,000円を予算化いたしておりましたが、この時点では繰り入れをいたしておりません。

4款、使用料では、合併までの7施設の下水使用料と、合併浄化槽の使用料として1,971万2,910円を収納いたしましたものでございます。

これらを主な収入といたしまして、254ページ、調定額2,222万4,431円、収入済額2,159万8,891円、収入未済額62万5,540円となったところでございます。

以上、和知町農業集落排水事業特別会計の決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第30号 平成17年度和知町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

274ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額973万58円、歳出総額1,716万7,022円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに743万6,960円の赤字決算となりました。

267ページでございますが、この赤字額は合併の事由により生じた債務でございます。同額の743万6,964円を一時借入を行いまして、充用いたして執行いたしましたものでございます。

和知町のバスの事業の状況でございますが、17年4月から10月までの間におきます6路線の乗車数は、定期券による児童・生徒約2万人、児童・生徒以外が約1万人となっております。

りまして、児童・生徒の通学による利用が、収入面から見ますと約75%を占めております。
268ページ、歳入より説明申し上げます。

1款、事業収入は、897万8,540円でありまして、その内訳といたしましては、現金収入が198万5,650円、回数券の収入が12万3,300円、定期券の収入が686万9,590円となっております。

この事業収入を主な収入といたしまして、調定額1,318万7,948円、収入済額973万58円、収入未済額345万7,890円となりました。

続きまして、270ページの歳出でございます。

1款、事業費は、人件費、車両、事務所等の維持管理経費に1,581万525円を、次のページの2款、公債費では、長期債の元利償還金135万6,497円を執行いたしております。

最下段でございますが、歳出予算額3,715万3,000円、支出済額1,716万7,022円、不用額1,998万5,978円となりました。

以上、まことに簡単ですが、和知町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第31号 平成17年度和知町土地取得特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

286ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額10万2,209円、歳出総額141万8円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに130万7,799円の赤字決算となりました。

281ページをごらんください。

この赤字額につきましては、合併の事由により生じた債務でございまして、このため、同額であります130万7,799円を一時借入を行いまして、充用して執行いたしましたものでございます。

282ページ、歳入は、繰越金10万2,209円のみでございます。

歳出は、次のページ、1項、事業費で、京都縦貫自動車道関連事業償還利子と、山野草新生産園用地の取得事業の償還利子の141万8円でございます。

以上、和知町土地取得特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第32号 平成17年度和知町宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

298ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1, 734 円、歳出総額 103 万 7, 656 円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 103 万 5, 922 円の赤字決算となりました。

293 ページでございますが、この赤字額は合併の事由により生じた債務でありまして、このため、同額でございます 103 万 5, 922 円を一時借入を行いまして、充用して執行いたしましたものでございます。

294 ページ、歳入は、繰越金の 1, 734 円のみでございます。

歳出は、296 ページ、1 款、事業費、償還金利子及び割引料として、大倉ヒヨ谷開発事業償還利子分 103 万 7, 656 円のみとなっております。

以上、和知町宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

なお、本会計につきましては、17 年度末をもちまして廃止をいたしております。

続きまして、丹波町の決算書をごらんいただきたいと思います。水道組合でございます。

続きまして、認定第 33 号 平成 17 年度丹波町・瑞穂町水道事業組合会計歳入歳出決算について、説明させていただきます。

437 ページをまずごらんいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 3 億 4, 099 万 5, 032 円、歳出総額 3 億 7 13 万 6, 431 円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 3, 385 万 8, 601 円の黒字決算となりました。

444 ページの歳入でございますが、1 款、分担金及び負担金は 1 億 9 98 万 9, 250 円でございます。内訳といたしまして、1 項、分担金では、一般家庭新規加入分担金 21 口、口径変更 1 口で 1, 051 万 500 円。

2 項、負担金は、下水工事に伴います水道管移設工事費負担金として、瑞穂町より 978 万 750 円を、また丹波町、瑞穂町から負担金として、第 1 期、第 2 期分として総額 8, 969 万 8, 000 円を受け入れております。

2 款の使用料及び手数料、1 目、水道使用料では、合併までの水道使用料として 1 億 9, 850 万 3, 500 円を受け入れております。

448 ページ、3 款、国庫支出金、4 款、府支出金につきましては、4, 465 万 6, 000 円を予算化しておりましたが、事業が完了していないことから、この時点では受け入れをいたしておりません。

これらを主な収入といたしまして、454 ページ、最下段、調定額 3 億 7, 331 万 1, 306 円、収入済額 3 億 4, 099 万 5, 032 円、収入未済額 3, 231 万 6, 274 円となったところでございます。

次に、４５６ページからの歳出でございます。

１款、議会費は議会運営経費に、２款、総務費は主に人件費でございます。

また、４６０ページ、負担金・補助及び交付金では、丹波町、瑞穂町派遣職員の人件費負担金として、両町に２，９０１万５，５７９円を支出いたしております。

４６４ページ、最上段、３款、衛生費、１目、一般管理費、委託料は、上水５０項目、原水４０項目の水質検査、毎月検査等に７３１万６，９２５円を執行いたしましたものでございます。

４６６ページ、４款、公債費では、簡易水道事業債、元利償還金として１億７，３５２万３，５１１円を執行いたしましたところでございます。

これらを主な支出といたしまして、４６９ページ、歳出予算額８億９，５９３万３，０００円、支出済額３億７１３万６，４３１円、不用額５億８，８７９万６，５６９円となったところでございます。

以上、まことに簡単ですが、丹波町・瑞穂町水道事業組合会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第３４号 平成１７年度丹波町・瑞穂町水道事業組合特別会計歳入歳出決算について、説明させていただきます。

４８１ページ、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額１，０３５万５，４２２円、歳出総額７２９万６，６７８円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに３０５万８，７４４円の黒字決算となりました。

次のページの歳入では、１款、分担金及び負担金として６００万円を、グリーンハイツ水道組合より水道分担金の一部として受け入れをいたしております。

４８４ページ、５款、繰越金は、６３万７，５７２円でございます。前年度から繰り越しいたしたものでございます。

これらを主な収入といたしまして、４８７ページ、調定額１，０３５万５，４２２円、収入済額１，０３５万５，４２２円となりました。

次のページ、歳出でございますが、一般管理費委託料では、グリーンハイツ簡易水道、上水５０項目、原水４０項目の水質検査に２３万４，６７５円を、漏水修理工事等に１４６万３，７００円を執行いたしました。また、３００万１５９円の基金積み立てをいたしているところでございます。

これらを主な支出といたしまして、歳出予算額４，３１２万７，０００円、支出済額７２９万６，６７８円、不用額３，５８３万３２２円となりました。

以上、まことに簡単ではございますが、丹波町・瑞穂町水道事業組合特別会計決算の説明とさせていただきます。

以上、認定第1号から34号までの34会計決算につきまして、まことに簡単ではありませんでしたが、説明をさせていただきました。

決算特別委員会で十分ご審議賜り、ご認定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） ここで、代表監査委員に決算審査意見の報告を求めます。

人見監査委員。

○監査委員（人見 亮君）

監査委員の人見 亮でございます。

平成17年度の丹波町、瑞穂町、和知町の諸会計の歳入歳出決算審査につきましては、平成18年5月18日、19日、23日に実施をいたしました。

審査に当たりましたのは、室田隆一郎監査委員と私でございます。

一般会計・特別会計歳入歳出決算書とその附属書類、水道事業組合決算書類、瑞穂病院事業決算書類について、関係諸帳簿、証憑書類により調査、照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、係数の確認、予算の執行状況などの審査を行いました。

審査に付された諸会計の歳入歳出決算書と附属書類の係数は、関係書類と符号し、正確であることが認められました。

また、予算の執行も、町議会や組合議会で承認された事業を行うため、適正に処理されていることが認められました。

丹波町、瑞穂町、和知町の3町が合併し、平成17年10月11日に京丹波町が誕生いたしました。3町の理事者はじめ職員の皆さんには、合併協議が整い、京丹波町誕生に向けた半年余の期間は、繁忙を極めたことであろうと推察をいたしております。

その中で、粛々として事業展開と財政運営に当たられたご苦勞には、深く敬意を表するものであります。

今回の審査は、そのような合併前の3町の平成17年4月1日から平成17年10月10日までの期間に係る各会計の決算について行ったものであります。

審査意見書は、構成様式等について、合併前の3町のあり方の整合を図り、作成をいたしました。

各決算は、3町が合併したことによって打ち切り決算となったため、出納整理期間もなく、例えば前年度との数字比較は適切でないこと等、通常のものとは性質を異にしております。

したがいまして、審査は、予算が議決目的に沿って適正に執行されているか、係数に間違いはないかなど、正確性を中心として行いました。

丹波町につきましては、一般会計は、予算現額4億7,290万2,000円に対しまして、歳入では2億9,399万9,000円を調定し、決算額は2億4,710万2,000円、歳出では2億3,710万3,000円の決算額であります。歳入歳出差引額1億3,990万9,000円は、京丹波町の一般会計へ引き継がれました。

また、特別会計は、歳入総額1億2,371万円、歳出総額1億8,319万5,000円、歳入歳出差引額5,051万5,000円であり、各会計への債権、債務、すべて京丹波町に引き継がれました。

瑞穂町につきましては、一般会計は、予算現額4億3,098万円に対して、歳入では2億1,069万5,000円を調定し、決算額は1億9,664万6,000円、歳出では1億8,332万3,000円の決算額であります。歳入歳出差引額8,332万3,000円は、京丹波町の一般会計へ引き継がれました。

また、特別会計は、歳入総額1億8,215万6,000円、歳出総額1億6,821万3,000円、歳入歳出差引額1億1,394万3,000円であり、各会計への債権、債務、すべて京丹波町に引き継がれました。

和知町につきましては、一般会計は、予算現額4億3,179万6,000円に対して、歳入では1億7,964万6,000円を調定し、決算額は1億6,886万8,000円、歳出では1億5,257万2,000円の決算額であります。歳入歳出差引額9,629万6,000円は、京丹波町の一般会計へ引き継がれました。

また、特別会計は、歳入総額7億9,719万9,000円、歳出総額1億2,105万2,000円、歳入歳出差引額、歳入不足額2億2,385万3,000円であり、各会計への債権、債務、すべて京丹波町に引き継がれました。

審査は、関係職員の説明を受け、質疑を交わすという形で行いました。

安定した財政運営を模索するには、多角的な取り組みと町民の皆さんの理解、協力も必要ですが、そのための第一歩をなすものは公平性と行革の実現にあると思慮をいたしております。

税の滞納あるいは不納欠損処分については、そのあたりの状況や事情の説明を求めました。収納の妙案も持たずに指摘することのたやすさに比べまして、実は大変難しいものが横たわっている現実があるようです。しかし、滞納が行政課題であることに違いはありません。

人件費についてであります。今後の人員計画ともかかわって、特に時間外勤務手当の削

減にいかに対応していくのか、管理職の方が職場をいかにマネジメントしていくのか、大きな課題であることを指摘させていただきました。

以上2点、極めて総括的ではありますが、質疑が集中したものの代表例として申し沿えておきます。

今後とも、なぜ合併に至ったのか、合併後にはどうしていかなければならないのか、その原点を見失うことなく、ますます合併後の融合一体化を図り、新町まちづくり計画で示す「丹波高原につつまれ、人の交流、連携で築く ぬくもりと躍動のあるまち」を目指して京丹波町が発展することを望むものであります。

関係職員各位には、ご多用の中、私どもの審査に対しましてご協力を賜り、おかげさまで所期の目的を果たせましたことを感謝申し上げ、審査意見といたします。

○議長（岡本 勇君） お諮りします。

認定第1号「平成17年度丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第34号「平成17年度丹波町・瑞穂町水道事業組合特別会計歳入歳出決算の認定について」までの審査については、去る6月7日の議会運営委員会において設置の協議がなされております、議長を除く17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第34号は、議長を除く17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時25分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の決算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付の決算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩中に、決算特別委員会を第1会議室において開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、座長については、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員でお願いします。よろしく申し上げます。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時50分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算特別委員会が開催され、委員長、副委員長互選が行われました。

その結果、委員長に畠中 勉君、副委員長に篠塚信太郎君、以上のとおり選任されましたのでご報告いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日6月14日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後 3時55分 散会